

第10日目(9月11日)

議長(峠 佳一君) 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。直ちに本日の会議を開きます。
なお、大和病院事務長から公務のため、2時から早退の届が出ております。これを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、第96号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 2~3点すみませんお願いいたします。まず21ページの天地人の推進事業補助金というのは何に使われたかの説明がなかったのですけれども、単純にどこへ補助金だったのかちょっとお聞かせください。

そして25ページのアスベスト分析調査委託料というもののどこかの説明がなかった。学校かと思ったら学校ではないみたいな感じですがけれども、どこなのかちょっとお聞かせください。

そしてあと33ページの土木災害復旧費の額ですが、査定がまだされていないのでということですが、この前、産建の資料に被害に遭った明細が出たのしか資料が私のところでは乏しくてなかったのですけれども。地元の方にあれを見せましたら、下出浦の橋の河口の方のコンクリートが剥がれているところがあるけれども、これが載っていないがどういふのだろうと言われてまして、現場を見てきましたらやはりそうになっていました。そういうのは入らないのかどうなのかということ。

それから広堀の一番被害がひどかった所ですが、現場の方にお聞きをしましたら44年の災害以来のごうぎな水だったと、何人かの方からお聞きをしました。本当にすごかったらしい。一瞬だったけれども本当にすごかったということでした。

それで今、特に懸念されているのは、山から落ちてくるあの水を利用して灌漑とかそういうので本当に潤っているいい水なのだけでも、その汲み上げとかそういうものまで全部今やられて、便宜的に何か川の元の場所へ掘ってそこから上げて用水には使っているみたいです。冬場になるとあの水を使って消雪をしているのですけれども、その保証はあるのでしょうかね、というのが現場の方から聞こえてきたのです。そして区長さんにお聞きしましたら、時々泥水が上がってきてしょっちゅう止まったり見にいかなければならなくて、今のままだと困るのだけれどもね。そして雪が降っているときに止まってしまうと、もうそんなところにはともて行かれないのでというお話でしたが、そこら辺はどういう計画になっているか、ちょっとお聞かせください。

総務部長 21ページの天地人の関係でございます。これは私は、一般寄付金で、岡村さん他2名の350万円を一般寄付でいただいたものを、天地人の実行委員会の方にその趣旨、一般寄付でございますが天地人事業に役立てて欲しいということの趣旨を受けて、事務局に補助するという説明をさせていただきました。その先のお話、そのお金がどういうかたちで出ていくかということになりますと、問題は天地人の実行委員会が決めることですが、話としては上田長尾氏の史跡公園の財源の一部にあてるということで、実行委員会の方でそちらの方に支出をすると、補助してやるというような話を聞いております。以上であります。

市民生活部長 アスベストの関係の調査委託94万円の関係であります。今回、再分析調査を行うわけではありますが、13施設15カ所でありまして、主な学校関係が3カ所。それから保育園が5カ所。あと社会教育施設等々合わせて今ほど申し上げた内容でアスベストの再調査を行うということでありまして、その委託料であります。以上です。

建設部長 災害復旧の関係でございます。今ここに計上させていただきました5,100万円でございますが、これは全てのものではございませんで、これから9月の末30日からこちらに災害査定が始まります。そこで査定がとれた段階で額が確定してくるのですけれども、そこに今回申請をしている個所的には、今回の豪雨災害の関係では5カ所。まだ目論見書を出しておりませんのでわかりませんが、総額で2億円ちょっと超えるかなという感じでございます。

ここに5,100万円でございますが、その災害査定がとれた段階で応急的に早めに復旧をしたいという場所が今、例えば阿寺沢川とかという川があるのですけれどもそういうところとか、雪降り前になりますのでできる個所をなるべく早めに復旧をしたいということで考えているところでございます。

それから下出浦の関係が出ましたけれども、これは種村議員が昨日、おとといたったでしょうが、現地の立会いをいただきましたが、上原の用水の方に一応確保をしたいということで、そこに堰が、水の取り入れ口が壊れておりますので、そこを応急的にこれからこの補助事業とは別に単独でU字ブロックを投入して復旧をするという計画を持っております。

それから広堀の方の関係でございますけれども、現在五城土地改良区さんの方でその復旧工事の方の関係を進めているようでございますが、今お話のように冬季間この水を使って広堀の村のなかの市道、宅地周りもあるのですけれども狭い市道のなかをこの水を大量に流し込んで融雪するシステムといいますか、除雪対策に使っているということもございまして。

この土改さんの方の復旧が完全になれば元に戻るわけですけれども、この冬はちょっと無理だろうということございまして、今、応急的に大きなポンプを投入いたしましてそこからホースで流しこんでいるわけです。けれども、この電気料の負担の関係につきまして、一応地元から私どもの方に話がきておりまして、なかなか道が狭いということもございまして除雪機を入れるわけにもいきませんので、そこに若干の補助の予定をしているというような状況でございます。以上であります。

岩野 松君 そうすると、寄付のことはわかりました。

アスベストのことですけれども13施設ということですが、そうすると調査しなければならないものというのは、公共のものではこの他にもまだあると考えてよろしいのか、どうなのか。もう1回お聞かせください。

それと災害のことですけれども、本当に広堀の山の奥の方の所 奥の方のという言い方悪いですが、本当に大変なところで「水が豊富だから住めるのだ」と住民の方が言っておられました。確かにすごい水が流れてきていますけれども。今のその便宜的にしたのは見てきましたが、やはりもう少し何か工夫すればその泥が入らないのか。雨が降るととにかくすごい泥がやはり出るのだそうです。だからあの上の方はもっとどこかやはり崩れたところがあるのではないかというふうに言っておられました。そういうときに水が、雪が降っているときに止まられると本当に困るということで、そういうのができない方策ということで考えて欲しいのですけれどもいかがでしょうか。

市民生活部長 アスベストの関係ですが、これは平成19年度、18年度後半からそれぞれ公共施設についてはアスベストの処理を予算をつけてやってきたわけですが、その当時では3項目の基準で調査をしまっていました。このたびの件につきましては、その調査項目があと3項目追加をされまして6項目に拡大をされたということを受けまして、今回その部分に適合していない部分をここで全部やってしまうということになります。この処置が終わりますれば、市内大体181カ所くらいになると思うのですが、全てアスベストに関係する部分は完了するという内容であります。

建設部長 広堀橋という橋があるのですが、その橋の上流、約どれくらいでしょうか、50メートルくらいのところから上流から引き込んでおりますが、県の方で、この広堀川が今回の災害で大分荒れていますので、治山堰堤を 土砂止め堰堤みたいな感じですが、それをその広堀橋の上流に設置をしたいと計画がございまして、その関係がございましてその取水口が今、どういうふうに影響してくるかちょっとわからないということもございまして、なかなかすぐに復旧できないという状況でございまして。けれども、その泥が入る云々の話につきましては、一時的な話ということでちょっととらえさせていただきますが、実際にこの冬もし土砂が入るような事態になれば、当然これは困るわけですのでその辺は地元の皆さんとちょっと話をしてみたいというふうに思っております。

牧野 晶君 19ページからいきますけれども、まず公的年金特徴ASPサービス、これは年金なのにどうして。これは交付税措置でも入りでしてあるのか、ないのか、何に使っているのか、どうなのか。年金のことなのにどうしてなのかなという思いがあって。

あとそれと総合行政システム機器リース料と、あと起債管理システム更新業務委託料ですけれども、期の途中でこういうシステムの変えがあるというのは、高くなるということは要は年初の見積りがよくなかったのか。それとも何か変える理由が出てきたのか。このところをちょっとお願いします。

あとそれと、そのちょっと下に燃料費1,100万円。2,100万円ですけれども、燃料費高騰についてというのはわかるのですが、では使用料を・・・私など例えば、ガソリンが

高くなったからちょっとまいあんぱいを何か自分で考えて、例えば量を毎月50リットル使っていたのを40リットルにする努力とかもするわけですがけれども、市の方はどういうふうに。要はそういう量をまず把握しているのか。去年とそういうふうな量の比較をしてちょっとどういうふうに、車両をばんばん今までどおりに何も考えずに乗っていくというふうな考えなのか。それとも少しの努力をしているのかどうか聞かせていただきたい。

あとそれよりちょっと下の印刷製本費ですがけれども、よくJTBに委託しているとか、あとパンフレットを配っているとか聞くわけですがけれども、では市外にはパンフレットをどういふところに配っているのか。全部それもJTBにお任せしているという言い方なのか。ちょっとそういう点、ここでまた補正が上がっているのので聞いてみたいという思いがあります。やはり市外から呼ぶには市外の人をなんとか考えなければいけないわけですがけれども、JTBばかりでいいのかなという思いがあるのでその点をお願いします。

あとやはり25ページ。25ページの2段目というか、上から大科目衛生費です。これもやはり燃料費が出ているわけですがけれども、先ほどと同じようにごみピットの中身がなくなるくらい去年頑張って一生懸命稼動ができたというわけですがけれども、そういう意味でも燃料費というのがこれもまた補正がかかっているわけです。去年と比較して使用量が今までの9月とか8月までの、お金の方ではなくて使った量が増えたのか減ったのか、というのをしっかり把握しているのかについてお聞かせいただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

税務課長 第1点目の公的年金特徴ASPサービスのことでございます。平成20、今年の税制改正で、来年から公的年金の方から個人住民税を特別徴収するということが決まっております。それに先立ちまして社会保険庁、それから当然課税をする我々、中間に入ります全国電子化協議会、そういったところと各データのやりとりの必要性が出てきます。そのためのシステム構築ということで、最初のスタートが21年の1月から年金の源泉徴収票のやりとりからデータのやり取りが始まるということで、ここで予算措置をお願いするというのものでございます。

それからその下の行政システムの機器リース料でございますが、そういったやり取りの関係に絡みまして、ハードの設備が少し増えますので、その部分についてリースを上程させていただいたという中身でございます。なお、このことにつきましては、一応その交付税の算定措置の対象になるということで連絡はもらっておりますけれども、詳細についての連絡はまだ来ておりませんのでその辺がはっきりし次第、また財政の方と協議をさせていただいて、しかるべき措置をとらせていただきたいというふうに思っております。

財政課長 ちょっと飛び飛びになるかもしれませんが、恐縮でございますが、まず一つは起債の管理システムの件でございます。これは具体的には下水の方で使っております起債の管理システムがあるわけですがけれども、ご承知のように下水につきましては、農集とか公共とかいろいろ4種類、5種類あるわけです。そして起債が繰上償還とか試算したり管理するうえで非常に業務が増えておまして、そして今の使っているものが、それぞれにはできる

のですがそれを全部合計の機能がないと。従来はそれをまたエクセルに落として合計をしていたりしたのですが、その間で非常にやりにくかったり間違いが生ずる可能性が高いような事情の中で、今回ここで、途中ではありますが更新をさせていただきたいという内容でございます。

それから燃料費。車の方を私の方でお答えさせてもらいますが、具体的な量の把握までは正直言ってできておりません。ただ、燃料高騰に対する対策としましては、まずエコ運転の推進という働きかけ、あるいは出張の際の同乗等と呼ばかっているという状況でございます。以上です。

市民生活部長 衛生費の関係の燃料費、可燃ごみ施設の関係の燃料費の補正であります。今ほど言いましたように可燃施設等にもないます燃料の節約等につきましては、今ほど言われましたように、ごみピット内の全部処理をしたというようなこと。あるいは噴射をする各種のバーナー等の付け替えを行った結果、非常に節約ができたということはそのとおりであります。

今回補正をする内容につきましては、あくまでも当初単価の積算から燃料費高騰の単価の引き上げにともなって、当然今後、今までの推移を見た段階でこれから不足が予想されるという単価の変動にともなう補正であります。言われるように量的なものについては、大きな変動というのはありませんが、あくまでも単価による補正ということであります。

天地人推進事務局長 パンフレットの配布先ということでございますが、議員おっしゃるようにただいまJTBさんに委託しております観光PR室、こちらの方を主として活動していただいているわけです。当然PR室としましては、県内外のエージェントさん、それから当然市の観光協会等々との連携をとりながらありとあらゆるところに一応パンフレット等を配布させていただいています。当然市内では旅館の関係、当然観光施設等々にも回っていただいているところでございます。

牧野 晶君 まず起債管理が、期の途中でありますけれども、ということですが、エクセルで最後合わせるとするのは前からわかっているわけで、実際やっていたところとしてしんどいのがわかっていたのであれば、本当は期首にやるべきことではないのかなという。要は当初予算でやるべきことではないのかな、というふうに思いますので、こんなところで出てこないようにしてほしいなという点があります。

また公的年金の方に関しても、やはりこの機器の更新とかあるのは当初でわかるわけですよ。年度途中でやらなければいけないというのは。そういうのだって当初に盛っておくべきではないのかなと。ここで補正が出てくるのはちょっとおもしろいなという思いがあります。

あとそれと、ガソリン使用量については個々の把握はしていないということですが、やはり私はガソリンを見ていると、請求が来たら「いっぱい乗っちゃったな」と。このときはこういうふうに乗ったとかあって、もう単純に言えばどこで出るかどうかというのは当然個々で考える、ちょっと努力をするわけですよ。それは一緒に乗り合わせて行くとかそ

ういう点は正直、指導しているというけれども、でも数字になって把握をしていないということは、要はちょっと本気になってやろうという取り組みが感じられないように感じられるのです。

あと焼却場の燃料に関しては、例えば100使用する予定だからそれに例えば1.2倍になったから1.2をかけてその0.2分を出したというふうな単純な考えでいいのですか。ではそれを例えば0.9にする、使用の量をやはり100使う予定だったのであれば90にするとか、そういうふうな段取りというのも当然していなければいけないわけです。量は上がるけれども、使用量はこれだけ減らすから補正はちょっと減らすというふうな視点が先ほどの答弁ではないように感じるわけですが。単純にざっくりばらんにこのくらいの量で、今まで100リットル使うけれどもそれに単純にその値上がり分をかけたというふうなものだと、要は、それは正直誰でもできるわけですね、簡単に数字上で。要は難儀をして何とかやっていて欲しいという思いがあるのでそここのところを答えて欲しいなと。これは先ほどのガソリンと同じような感じですけども、そこを難儀して欲しいなという思いがあります。

天地人パンフについては、正直天地人パンフはいいわけです。配るのはすごくいいわけです。その辺いろいろどこに行ってもあるのはいいのですけれども、最近は何れもこれも「天地人」というふうになっている。中にはそれなりに私は回っていると思うので、それでも枚数が足りなくなったらそれは配らなければいけないけれども、やはり外ありとあらゆるところJTBとかいいですけども、もうちょっと外への配る段取りを考えるべきではないのかなというふうな思いがあるのですが。そここのところ、外に対してがちょっとあまり答えがわからないので、すみませんがよろしくお願いします。

総務部長 燃料関係のお話でございますが、確か言われるとおりやはり自分の車なりの燃料であれば、単価が上がってくれば当然それなりの工夫をして、切り詰めても切り詰められない部分はありますが、そういう考えを持つということはごもっともでございます。

議員もわかっていると思いますが、当初予算でも査定を、予算を計上していく段階では、前年度いくら使ったのか、その前の年はいくらだとかという量を判断しながら計上しております。そういうことで計上をしておりますが、また今回ものすごく単価も上がっているというようなことで、先ほど私、予算の説明でも執行見込み額の内輪で、要するにこれで何とかとりあえずやってみるとこういうようなことで、内輪で予算は補正をつけております。

ただ、まだ単価が上がり続ける、また下がる。いろいろなケースがあろうかと思いますが、その関係のときに、やはり補正も出てくるというような先ほど説明をさせていただきました。内輪で、相手が要求したものの内輪で今回の予算は計上させていただいているところがございますので、いずれにしても量は、節約、儉約、工夫をしていくというのは当然のことです。ご理解をお願いします。

市民生活部長 衛生センターの関係の燃料費の高騰に対する取り組みはどうだと、こういうことだろうと思います。可燃施設の関係では昨年からの取り組みといたしまして、昨年の6月中旬頃に建設以来、先ほど言いましたように初めてピット内の全部を処理したという

ようなことがあります。それと同時にLPガスを噴射するバーナー、いろいろあるわけですがその中でごみの水分を飛ばす役割りを果たす部分の燃料費消費がどうなっているかということでもあります。その装置を改良する前ではありますが平均的な一日あたりの噴射量は、704キログラムであったと。平均ですね。それが整備が終わった後の平均で見ますと83キログラム/日に激減をしたというようなこともやりながら、ごみが乾燥し故障の原因が少なくなったというようなことがあり燃焼が順調になったと。

したがって、燃やすごみがなくなってきたこともありまして、この結果、運転をする停止日数が大幅に増えたということで、燃料費の消費の削減に大きく寄与したということがあります。それやこれやをしながら、なんとか消費量の削減には努めているところでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

天地人推進事務局長 外に対するPRということですが、現状としましては先月末頃からPR誌としては、主に首都圏を中心にマスコミエージェント等に出かけていただいております。その中では当然赤パンフ、ご存知だと思いますけれどもあの赤パンフは非常に好評です。インパクトがあるということで、ぜひ送っていただきたいという好評を得ておりますし、今は天地人博覧会に合わせてのチラシもできましたので、その辺も合わせてPRに努めているところです。

それからこれから秋口になりますと、首都圏、友好都市との交流でいろいろイベント等に出かける機会がございます。それらの機会も主に利用させていただきながらPRに努めていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

税務課長 公的年金特徴の関係の期首予算措置をするべきではないかという部分でございますが、20年の税制改正の絡みで出てきた内容でございますし、ご承知のとおり今年の税制改正につきましては1カ月ずれ込みました。それと、それを受けまして動き始めたわけですけれども、地方税電子化協議会というのがございまして、全国ブロックでの説明会が7月に全国8カ所で行われて、そこでようやく必要見込み額の提示がなされたということでございますし、当初の予算に間に合わなかったという内容でございます。

駒形正博君 1点伺いますが、21ページの市税の還付でございますという説明があったのですが7,000万円。市税の還付ね。そのうちの6,500万円は市税の還付だという説明をいただいたのですが、税率が変わったのか、それとも誤徴収なのか。毎年この程度の還付があるのか。その点、説明を願います。

市民生活部長 お答えを申し上げますが、三位一体改革にともないまして税源移譲が所得税から地方税の方になされたわけでありまして。その結果、平成19年の1月からの所得税は減って、それから19年の6月からは住民税が増えると。トータル的には納める税金は変わらないという仕組みですが、そういう制度に税源・税率が改正になった。ところがたまたまその年度に 住民税は1年前の所得にかけるわけですから、19年度に休んで休業していたと。あるいは病気で勤めていなかったというような人たちについては、所得税の恩恵というのは全然受けなくて、1期目の住民税だけがが増えてしまうというようなことが制度的に

出てしまった。ということを受けまして特例措置として、本年度の予算からそういう人たちについては申告によりお返しをします。恩恵をそこで与えます 与えますといいますが低所得者に対する措置ということで国が講じたわけであります。それにかかる減額措置が6,500万円で、大体2,300人くらいの該当者という予算でございます。

佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。ページは13ページと関連しますので19ページ。ブロードバンドの空白地帯解消促進事業の関係ですけれども、後山、辻又これでインターネットが多分通じることになると思うのですが、このことによってインターネット関係、市内の空白地域がなくなるのかどうかということ。通信情報の空白地帯ですね。

前回というかちょっと前に後山で携帯が通じるようになりましたが、関連するので聞くのですけれども、辻又の方は携帯のそういうめどがあるのかどうか。

今ほどのブロードバンドの関係ですが、ここでこういう事業をしていただいて本当にありがたいのですけれども、地元の負担はあるのか。そしてまたその翌年度以降の公的な ちよっと特殊なあれだと思ふのですけれども 公的な負担というのが続くのかというあたりもお願いしたいと思ふます。

総務課長 19ページのブロードバンドの質問ですけれども、まず1点目ですがブロードバンドの空白地域ということですが、旧大和地域においては、もうこの2カ所をやれば基本的にはなくなるというふうに認識をしております。それから六日町につきましては、今の段階で全く使用できないという場所はないというふうに聞いております。それから塩沢ですけれども、塩沢については上田地区の一部で、まあ全く使えないということでは多分ないとは思いますが、非常に不便を強いられているという地区がございます。そこにつきましては今年度運動をしまして、はっきり今はここでは申し上げられませんが21年中、あるいは最悪でも22年中というようなことで光ケーブルが入るというような見込みでございます。

それから携帯の関係ですが、後山につきましては本年の4月から使用できるようになるということで、もうすでに使用できる状況になっているかと思ふます。それから辻又につきましては、平成21年度に県の事業を入れまして使用できるようになるということで、一応21年度事業ということで予定をしております。

それから負担の関係ですが、今回のブロードバンドの事業につきましては、地元の負担はございません。総事業費が約1,400万円ですが、その2分の1が県、それから3分の1が事業者、残りが市という格好ですので地元の負担はないということでございます。

それからランニングコストの関係ですが、今回だけ市の方の負担が発生しますけれども、次年度以降については市の負担は発生しないということでございます。以上でございます。

関 昭夫君 3点お願いしたいと思ふます。まず歳入の方の10~11ページ、市税の個人分ですが、説明では調定減、給与の減だということですが。給与の減ということは月々給与所得者層で給料が減ったからということなのか。だというふうに考えればいいのだと思ふのですけれども、給与所得者数が減ってということではなくて、全体に給与が減ってしまっているということかどうか再確認をしたい。

それによつての影響、当然当初見込んだ分は19年度の決算書がここにありますが、そういうものを元にして同程度というお考えだったのでと思いますが、減ってくるということはそれだけ景気が悪いと。また、21年度に向けては非常に厳しい話だろうというふうに思っていますが、その辺の状況をお知らせをいただきたい。

それから歳出の方に入りまして全体に言えることですが、先ほど燃料の話がありましたが、原油高騰でこの地域の大多数の人にすれば、燃料というよりは生活に一番密着する灯油の部分、これの高騰分は非常に打撃が大きいのかなと。事業者にしても一般市民の生活においても当然ですし、昨年度も市の方では暖房費の購入補助を一部やってあるわけです。今回そういうあれは当然また12月にいつてからの状況になって、どういう補正があるのかどうかわかりませんが、この灯油の高騰分に対してどんなことをお考えになっているのか。その暖房費の補助とかそういうことも今後あるのかどうかも含めて市民全体に対してはどうなのか。その辺、お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点は、今ほどブロードバンドの空白地域の話がありまして、私も聞く場がないので担当課とはいろいろ話をさせてもらっていました。今ほど総務課長の方からありましたけれども、上田地区では一生懸命運動してというようなことで、なかなかきちんとした回答がもらえていないという中で、こういう取り組みをして不完地域をなくすという部分では非常に大賛成をしております。こういう取り組みを一生懸命していただきたいなと、こういう気がしています。

もう1点、地デジの部分、地上デジタル放送でテレビで一生懸命宣伝をしているわけですが、残念ながらこれについても順次ということではいけないのでしょうかけれども、それこそ都市と地方の格差と同じで、地方においてもまたその中で格差があるという部分では、非常に不満を持っているところです。この後山、辻又の部分についてはいち早く手を打っている中でこうやってやっていくということであるので。その地デジの部分でも残念ながらなかなか今、サービスされている中では受信ができない地域も当然あるわけです。その辺、どういう運動を。担当課では一生懸命やっているようですが、市長はどんなお考えをおもちかお聞かせをいただければと思います。

市長 地デジにつきましても今、共同アンテナの関係の中でそれを受信可能なようにする事業があります。それは共同アンテナを立てている皆さん方に呼びかけをしてその事業を実施して 当然負担が出ますけれども、そういうことをやっておりまして、この地域の中でテレビが観れなくなるとかそういうことにはならないようにしなければならないと思っております。

それから今、国の方でも低所得者ですが、それにはチューナーか何かでテレビを買い換えなくてもいいとかそういうことについての補助、そういうことも予算計上していくというような話も伺っております。

ブロードバンド関係の空白地、あるいは携帯の空白地はおおむね来年度で全部私たちの地域は解消すると思っておりますし、その地デジ部分についてもまさか、六日町は観れたけれど

も、上田の方は観れなかったなどということにはならないようにきちんと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もう1つありましたが・・・(「灯油」の声あり)

灯油は、これは今若干下がり始めました。議員おっしゃったようにまだこの先が全く読めませんのでどういう状況になるかわかりませんが、去年のような状況が出れば、これはまたそれなりに対応 去年というか今年ですね。これは一地域だけの問題ではないということになっておりますので国の方がどういう対応をとるか。これも見極めながら、生活ができなかったとか、そういうことには絶対ならないようにしていかなければならないと思っております。

市民生活部長 それでは歳入の個人市民税の7,500万円の減額の背景ということだろうと思います。申告に基づいて課税をしたわけでありましたが、結果でございまして、当初予算編成の段階ではそれぞれ前年度の所得、あるいは景気の動向等を勘案しながら予算編成は行うわけでありまして、この年度、20年度にあたりましては個人所得の伸びはもうないだろうということでゼロで予算を編成してきたところであります。が、申告を受けて課税をした結果、所得で 国の定めではいろいろな所得の分類があるわけですが、その中で所得でマイナスの3.7パーセントという結果であります。

それから控除の方も若干拡大になったわけでありまして、所得が伸びなかったというようなことで、課税標準の段階に来た段階では4.9パーセントほど減額になってしまったということであります。

ちなみに、南魚沼市の所得の分類の中で、給与所得として分類される割合というのが84パーセントほど市民全体であるわけです。したがってこの部分が落ち込むと大きく税収に影響してくるというようなことでありまして、結果、給与収入が前年度と比較いたしまして97.6パーセントほどであります。それから年金収入については98.7、営業所得については87.5、農業所得については79.8ということですのでいずれも所得が前年に対して落ちてしまったということです。要因としては景気の回復が進んでいないのだろうというようなことがありまして、今回減額ということで7,500万円を要求させていただきたい。以上です。

関 昭夫君 ブロードバンドのというか地デジの関係ですが、共同アンテナとかそういう部分は十分承知していますし情報としていただいています。そうではなくて、いくら共同アンテナなど立てても、肝心な中継局が整備をされなければいつになっても受信はできないのです。テレビは観れますよね、アナログ放送がまだ続きますので。

ただ、ブロードバンドでも同じですけれども、例えばインターネットは電話回線ではつながりますけれども、ブロードバンド、高速でやれる状況にはない地域がまだ十分残っているわけですよね。そういう部分を解消していただきたいと。そういう努力をしていただきたいという意味でございます。

中継局ができなければ、いつになってもいくら個々が施設を作っても受信のしようがありません。そのことで努力をお願いしたいということです。

市長 当然の理でございます、受ける方がいくら整備しても元が出てこなければだめなわけですから、それはそういうことです。ただ、時期的な部分は若干外れていくかもわかりませんね。今ももう地デジを放送している部分としていない部分があるわけですので。これが2000何年ですか・・・(「2011年」の声あり)2011年ですか。そのときにそういう格差というか空白が生まれるようなことだけはならないようにきちんとやっていきたい。

ブロードバンドも、先般も上田の方から直接お聞きしたのです。学校に入っているものをちょっと使わせてもらえないかと。これはちょっと無理なことがありまして、そういう面ではやはり使用していただく量がある程度になっていかないと、非常に難しい面もありますけれども。一日も早く市内全域にその高速通信網といいますか、それが整備できるようにいろいろのことを勘案しながら補助事業等も含めて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中沢一博君 先ほど19ページの総合行政システムの件で質問されましたが、関連でありますけれども、システムが改善をされて6月でしたでしょうか。来年の10月からですか、今度は年金の方から税が天引きされるという部分が始まります。この件に関しまして、ではこれを今度は市民に対してどのようにされていくのか、という部分をお聞かせいただきたいと思えます。

大体みんな間違っ、200万円ちょっとでしょうか以下の人は天引きされないわけですが、全員が天引きされるというかなり勘違い 長寿制度ではないですが、勘違いされている方がかなりいっぱいいるかと思えます。その部分をどのように広報して皆さんを不安にしない、前回の長寿の二の舞を踏まないようにどのようにされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

税務課長 ただいまの質問の件でございますけれども、ここのところ年金から天引きされるのが次々と増えてきて、年金受給者にとっては大変紛らわしい状況になってございます。今年の春先は今お話にありましたように、長寿医療制度の関係で大変混乱をきたしたわけですが、来年の10月から個人住民税についても、個人住民税に関する部分について年金天引きを行うということで、制度上は今年の税制改正で決まっておるわけです。

次から次へとそういうかたちで出てきますので、私どももどうかたちで市民の皆さんにお伝えをしたらいいのかということで、今いろいろと検討させていただいております。できるだけ多くの機会をとらえてご通知を申し上げたいと思っておりますし、広報等につきましても、そういうふうにしたいたいと思っております。個別通知につきましても、適宜の時期にそれぞれお願いをしていこうというふうに考えてございます。以上です。

市長 広報といいますか周知の面につきまして、ひとつ皆さん方に実態はこうだということをお知らせしておきたいと思えます。先ほど税の還付がございました。これが個人に宛ててきちんと「あなたはいくら還付になりますから申請してください」と、全部通知をやっているわけです。2千何百人か。ところが9万円も還付になる、7万円も還付になる

とかそういう皆さんが相当数、全然届けてこない。期限が過ぎてしまったのです、1回。だけれども一人の方がちょっと不在だったということで、税務課の方に申し出ていろいろ調べたら相当数がまだ来ていない。

そこで、また2回目に「重要」だとかいろいろなことを付けて、どうしても見てもらうように通知を出してようやくですから、見ていただく方もきちんと見ていただかないととても。50円や100円だってお金ですから。還付をするというのに全然全く見ないのです。どういう広報がいいのかというのを我々も非常に悩むところです。また2回目の通知を全部出しました。これはやはり相当の費用がかかるわけですね、郵送ですから。

その辺もまた議員の皆さま方からも、そういう市民がいっぱいいるということをひとつご理解いただいて、あらゆる面でまた皆さん方からもそういうことを宣伝していただきたい。こういうことがあるから、こういうことがあるからということで、よろしくお願い申し上げます。

中沢一博君　ありがとうございます。我々も本当に地域の代表でありますし、周りにいっぱいいるわけですからやってまいりたいと思っています。

それでやはりこれから正直言ってマスコミはかなりいろいろな部分で騒いでくるのが明確であります。ですからやはり私たちは、優秀な職員がこれだけいっぱい高額な給料をもらってやっているわけですので、二度と二の舞を踏まないようにひとつお願いしたいと思います。以上です。

遠山　力君　それでは19ページの天地人になるか、観光になるかはわかりませんが、ガイドのことでお伺いいたします。春先ですが市とガイドの集まりがありまして、そのとき「おい、いくらなんでもはっぴとかはんてんまでは買ってもらえないから、腕章くらい買ってもらおうではないか」という話をしていたのですが、この補正に上がって買ってくれるかと思ったら補正に上がっておりません。

それでこの間もガイドを充実しようというので、樺野沢城とか浦沢城とかそういうところの方も皆集まってガイドの会を作るのをしたのです。そのときも何かそういうものという話が出ましたら、職員の皆さんがしているこの名札ですね、そのくらいのものなら作られるけれども他にはできないということでありました。

ガイドの人は、やはり認められた腕章なり何かがあるとガイドのしがいもあるのです。元気が出ると。ガイドの人が元気が出るといいガイドができるわけですね。そうすると来た方も「ああ、今日はよかった」ということになって、「南魚沼市にまた来よう」というふうになるのだけれども、何も無い、普通のこの格好でガイドをすれば「お前好きなようにしろ」と言われてもやはり元気が出ないと思うのです。

ですので、私はこれは課長の段階でだめだったものですから、部長のところに行こうかなと思ったけれども、もうこうなったら市長のお考えを聞いて、50円、100円では買えませんけれども腕章くらいだったらあまりお金はかかりません。それでたまたま私を含めて5~6人の方は腕章をもらっているのです。そしてあと20人くらいいる方は何も無い状態で、

今、既にもうガイドに入っているわけです。

ですからやはりこれは来たお客さんのためにも、ガイドのためにもそれくらいのことは、この補正でだめだったら12月補正というわけにはいかないの、なんとかしてもらいたいのですがお考えをひとつ伺います。

天地人推進事務局長　ガイドの方には大変日頃からご協力いただいて、遠山さんからも大変ご苦労いただきましてありがとうございます。それで先ほどのガイドのユニフォームと申しますか、実はこれは当初予算で10万円ほど消耗品でもってあります。それで実はそのガイドという部分で、現在、社会教育の方でもガイドボランティア、ボランティアガイドと申しますか、ある程度そういうかたちでの活動をやられております。が、実際私どもの方に来るガイド要請はあくまでやはり天地人関係の観光ガイドをお願いしたいということの中で、先ほど遠山議員の方からお話がありました、やはり新たな観光ガイド専用の組織が必要だというお話で、先般9月3日の日に皆さん方のお集まりがあったというふうに聞いております。

それで、その中でも当然ガイドの皆さん方が、やはり何らかのかたちでわかる格好が必要だというお話も聞いておりますので、当面は当初予算にある10万円の中で揃えていただけるようなかたちで、今お願いしたいと思っておりますのでございます。

本来は全てきちんとしたはんととか、そういう格好ができればよろしいのですけれども、例えば腕章とかそういうものであればある程度揃えられると思えます。そのようにまた、一応ガイドボランティア部会というところもございまして、そちらの方にお話していきますのでよろしくお願ひいたします。

寺口友彦君　2点ほどお伺いします。まず15ページの寄付金の項ですが、一般寄付金と指定寄付金ということで、今回3名の方から浄財をいただきまして350万円。それが天地人関係のところへということでしたので、市の方ではこれら寄付金を「市」と特定されて寄付をしていただいたわけですから、この辺の考え方と申しますか。こういうものを特定として考えるべきかどうかというそれについての市のお考えをお聞きしたい。

それから27ページの観光施設、上の原体育館の改修でありますけれども、商工費という名目が出ていますので、社会体育施設としては認知はあまりないのかなという感じもしないでもないのですが、問題は国際バレーボール連盟の直轄ということになりますと、多分いろいろな仕様と申しますか、床はこうであるとかというような部分についての非常に細かい規定があると思うのです。その規定に則ったような改修をまずしてからということなのか、あるいはこれからいろいろなおそらく付帯についての改修が出ると思うのです。そこら辺についても国際バレーボール連盟に指定されたようなかたちでの改修になっていくのではないかと申すのですけれども、その辺について説明をいただきたいと思ひます。

総務部長　寄付金のお尋ねでございます。この寄付金につきましては、ご承知のとおり一般寄付金と指定寄付金がございます。それで、議員さんの質問はある程度目的があるのだから指定寄付ではないかというようなどうも質問ではないかと思ひますが、ちょっとその一般と指定の考え方、きちんと申しますと、一般の場合は目的を指定をしないで何でもいいと、

こういうかたち。指定は目的を定めるということでございます。

ただ、いろいろなケースがやはりあるかと思えます。だからきちんと「これでなくてはだめだよ」ということであれば当然指定でございますが、こういうものに使って欲しい、こういうものに役立って欲しいというようなかたちであれば、ラインの上か下かを決めるときには、やはり今回のものについても、今、市をあげて取り組んでいる「天地人」でございます。そういう中で「天地人」にある程度役立って欲しいというようなかたちであれば、その事業者に寄付ではなくて、天地人の実行委員会に寄付をしていくというようなかたちで、やはり柔軟な対応をすべきだということで、今回を計上いたしました。

もう1点は、福祉に寄付してくれと、役立って欲しいということでございます。市は福祉事業をいっぱいやっていますのでどこにも当てはまるわけでございますが、そういうのも逆にいうと福祉と言われても市のいっぱいありますから、おおまかにいえば一般寄付で受けるというようなかたちで現在進めさせていただいております。

いずれにしても、本当に目的が福祉だけということになると市が受けなくて、むしろ社会福祉協議会だとかそういうかたちになるかと思えますが、やはりその辺のところは相手の寄付者の心も柔軟に理解して予算措置をしていきたいと、こう思っておりますのでよろしくをお願いします。

産業振興部長　それでは上の原の体育館の関係でございます。実はまだF I V Bだとか日本の協会の皆さん方との、細かい仕様があるのかという部分がまだ確定はしてございません。ただ、今N P OのそのメンバーにF I V Bとかその皆さん方になる予定でバレーボール関係者が入っております。その皆さん方からは今までに何回か見に来ていただいております。

それで一応指示をされたのは、床が張替えが必要なのかなというのを当初ちょっと疑問符がついたのですが、メーカーを呼んで一緒に調べました。床についてはかなりいい材質を使っているということで張替えの必要はないと。ただ、今はバスケット、バトミントン、バレーこれが入り組んでみんな兼用体育館ですので、これはだめですよと。

だから、1回全部コートクリーニングを　結局サンダーをかけて全部取るのですがそれを全部かけてもらって、もう1回ワックスを塗ってもらって、その上からバレーボールコート専用のコート線を引くと。この部分で一応考えていただきたいというので指示がございました。今のところはそういう内容で概算見積りをいただいという状況であります。

当然、寸法とか何かの規格はあると思いますが、それ以上にコートそのものはこういうふうにしなさいというような指示は今のところいただいておりますので、そんな状況で動いております。

あとその他でございますが、コートだけではございませんので、例えば一番ネックになったのは、今一部洋式もあるのですが和式のタイプのトイレになっているわけです。これは正直申し上げて替えてもらわなければいけないという指示が出ました。それからシャワーも当初はかなり大きなシャワーと言われたのですが、基本的には近くの民宿など一応活用してもらおうということが、私どもの方の条件になるわけです。そうすると、そんなにいっぱいはい

らないのではないかというようなことで、最低限必要なものでいいというようなことで、これはそれで話が今はついております。

それからまだこれも確定はしてございませんが、一応事務局職員が4名程度常駐をすることになっております。そうしますと、今のところあそこには事務室というのがないような状況ですので、体育館をご存知の方はわかると思いますが、入っていただいて右側の方にちょっと空きスペースがございます。あそこを仕切って机が4つ入って、若干お客の対応ができるようなソファを置けるような、そんなかたちの改造をする。

それから屋根がかなり古くなっておりましたので、これが来る、来ないは別にしまして、当初予算で屋根の塗り替えを800万円ほど計上してございました。それは別ですがその他に、外壁を屋根のレイアウトと合わせて、外壁も今の体育館らしい体育館ではなくて、FIVBが使うような斬新的なカラーのものに替えてもらわなければいけないと、この指示があるのです。実はこちらのレイアウトもまだ来てございませんので、これも指示のあった内容でのとりあえず概算見積りをいただきまして、その他諸々入れて総額で2,400万円というようなかたちでございます。

一番冒頭にございました。コートの部分についてはそういうことですが、その他の改造については私が今申し上げた内容でございますので、よろしくお願いたします。

寺口友彦君 寄付についてはふるさと納税も始まりまして、おそらく「天地人」の放映が始まれば、これについて天地人関係で使っていただきたいという、そういうかたちで金額は少ないでありましようけれども、そういうある程度用途を指定したような一般寄付にあたるかと思うこれがかかなり来ると思うのです。そこら辺の金額が多いからこうだ、少ないのはこうだとかたちではなくて、気持ちよく市が受け入れられるような体制を整えていただきたいと思っております。

それからバレーボールの方ですけれども、先走ってやってしまったと。後からこのようではだめだと。これだけの許容量がなければだめだというようなところも多分出ると思うのです。国体関連についてもいろいろな視察を受けまして、今、指摘を受けた中で整備をしました。その中で先走ってはだめだということで、とにかく指示を待つというような体制をとりましたので。国際バレーボール連盟となれば今度は世界が相手ですので、やはりNPOの方がどの程度かはわかりませんが、とにかく先走って後からやり直すというようなことがないようにしていただきたい。

それと私は、やはり社会体育というような面がありますので、5番議員も言いましたけれども地元のバレーボールの子どもたちが、その中で共に練習をして世界を目指すというようなかたちでの使用ができるかたちで、本当にもう世界しか使えないのだということではないようなかたちでの使用方法も含めて推奨していただきたいと思っております。以上。

産業振興部長 まずFIVBの関係の指示の関係でございますが、私どもも正直申し上げまして、先走ってやるということではございません。実はこの10月29日が終わらないうちは詳細が発表になってございませんので、本来は「その後で」という当然考えがあるわ

けでございますが、今の予定ですと来年の4月1日には開設をしたいというようなことがございます。そうなりますとどうしても雪降り前に屋根と外壁だけはこれだけはなんとかやらせてもらわないと、内部については冬の工事でもできそうだというメーカーさんの方からの話も伺っております。そうなりますと、本当は私らもこの予算が通ればすぐでもやって、暖かいうちに終わらせたいわけでございますけれども、これは指示が来るまで実は発注もできませんし、手もつけられないという内容でございます。見切り発車することはまずないという事で承知いただきたいと思っております。

それから当然このNPOの皆さん方は、市長が概要説明の中で申し上げたとおり、かなり県、それから市内、地域含めててこ入れをしていただけたというようなことが言葉の中に出てございました。それは私どもの方もぜひ期待をしたいということをお願いしてございます。ただ、直接的にこの体育館が常に使えるかどうかという部分は、あくまでもそのFIVBの皆さん方の優先度が一番になりますので、もし空いておってそういうカリキュラムを入れることが可能であればできると思っておりますし、そうでなければ、例えばある施設の方に出向いて、その指導をするというようなことも何か伺っていたようであります。

いずれにしてもその部分は私どもの唯一のメリットの部分にもなるわけでございますので、地元の市内のバレーボール部分の底上げをやっていただいて、ぜひこの地区から春高バレーに出るようなチームを育てていただければ一番ありがたいと期待しているところでございますが。これで終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

若井達男君 1点お願いします。27ページです。農業委員会運営費ということで農業者年金加入推進員、これについての説明をお願いいたします。

農林課長 それでは農業委員会の関係でちょっとお答えさせていただきます。まず今回補正させていただいたのは、農業者年金の加入推進に際しまして謝礼というようなことで、今までは農業者年金加入実績に応じて、本来であれば年金推進員ということで農業委員の皆さんが推進員になっているわけでありまして、けれども、その人たちにはお金が直接支払っていなかったというようなことで、監査で指摘を県から受けました。農業者年金基金の方から市の方がお金をいただいているわけでありましてけれども、それを直接推進してくれた、加入を図ってくれた農業委員さんに支払いなさいというような指摘がありまして、今回補正をさせていただいたということでございます。

若井達男君 確かこの農業者年金については、始まってから30数年くらいでしょうか。そういう経過の中で、国民年金とセットしたということで、厚生年金、他の年金は60歳からの支給であるけれども、国民年金については65歳にならないと満額支給にならないと。繰上支給はあるわけですが。その間をセーフティしましょうと、なんとかしましょうということで5年間が始まってあとは老齢年金、そういったふうにつながっていくと思うわけです。

これは今から10年くらい前に立ち行かなくなって、一時清算しているのですよね。それで一時清算する人と、そうでなくて「私は継続する」人と、そういうことで今この農業者年

金基金が残っているわけですが、そのときは選択性でどちらを選んでもよかったわけです。そして、そのことによってもう農業者年金の加入はやってもその上の年金加算はできないのだと。そういうことで加入はもうする必要はないというようなことが今から約10年くらい前にあったわけです。そうするとまたこれは今の考え方ですと、どんどん加入すると。またこれは元に返して、どんどんやっていくというような状況になっているわけですか。その点はいかがですか。

農業委員会事務局長　　今、若井さんが言われるとおりであります。国民年金が始まった頃に農業者でもって、ある面の面積を持っている方についてまあ強制加入というようなことで、若干プラスしたお金を払っていただいて国民年金と一緒に徴収してきたという事実があります。

それが何年か経つうちに、ちょっと何ていいますか制度がうまく立ち行かなかったというようなことで、1回確かに清算されております。その後またこの年金基金の方で再度制度的な改革が行われ、新たな制度ということで農業者年金制度が始まっているわけです。国の方ではこの年金について、農業委員会のひとつの業務として農業者の老後の保障を図るという意味で今、年金を推進しろという指示がきておりまして、それに基づいて推進させていただいております。

なお、この農業者年金につきましては従来の年金と異なります。これは農業者年金のパンフレットに書いてあるわけでありまして、運用とかそういうものについてはきちんとやっているということで、従来の年金制度とは違うというようなことをPRしてくれと言われております。

若井達男君　　その後の経過ということでこれはわかりましたが、しかしそれはそれとしましても、今はやはりこの農業者年金に加入しますと国民年金とセットということを申し上げましたが、他の公的年金にはもう入れないのですよね。言うならば、個人企業年金、そういったものがやはりあるわけなのです。そこに加入したために他の公的年金に入れない。では、その年金の内容を見たとき、農業者年金がいいのか、企業個人年金がいいのか。これはやはり差があるのです。

そういったところをきちんと説明した加入でなければ、さあさあ、それで途中で止めてしまえば、いくらも返ってこない。ずっと続けた結果が支給になったときには、今ほど言いましたように5年間しか受けられない。あとは65歳以上の年金になると。切り替えになると。

そういうふうな、この年金はこうですよということをはっきり推進委員の皆さん、農業委員の皆さんが理解していてやらないと。私個人にすれば、私は個人の企業年金に入りたかったのです。しかしわからない、あなたはもう入りなさいと。そういったことで、農業者年金に私は入ってきたのです。その辺はどのような加入の仕方、推進の仕方をされているのですか。

農業委員会事務局長　　農業委員会では年金の推進委員さんというのを作りまして、それぞれ上部機関から内容等の説明を受けまして、各地域に出向き説明をしているわけですが

ども。実質的には農協さん等からもだいぶご協力をいただいて、この制度の推進に努めております。それで今、若井議員がおっしゃられましたように、まだまだ周知が徹底していないというようなことも当然あるわけでありまして。今現在、昨年も実施しましたけれども担い手と農業委員会の何ていいますか、懇談会というようなことを旧町ごとにやっているわけでありましてけれども、そういうところでも説明するとか、またいろいろな機会をとらまえてそういう説明をさせていただいて、理解をいただいた中で取り組んでいきたいと。こんなふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

議長 まだ質問者がいるようでございますので、暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時25分といたします。

(午前11時07分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

議長 96号議案の質疑を続行いたします。

中沢俊一君 休憩をはさんでもらうほどの質疑ではないのですが、2点お願いいたします。11ページ、市税の項であります。固定資産の項目で償却資産税が3,600万円減額補正という話がありました。察するに企業の設備投資に関することが多いのかなというふうに感じたわけでありまして、景気に微妙に反映してくる。近い将来の個人市民税、法人税に影響あると思うのですが、その辺の過去にいろいろな事例があったと思いますけれどもそういう分析をなされているかどうか聞かせてください。

もう1点ですが、19ページ、天地人関係のことでございます。ちょっと一般質問でも触れましたが、放映後の観光資源開発から見ればやはり広域観光圏の取り組みというのはもう始めていなければならないと思っています。いろいろなここへ項目があがってまして、印刷から始まってあるわけですがけれども、中にはあまり今のこの天地人プロジェクトとしてそう効果がないのかなということもありました。

そんなことも含めましてこれは産業振興部長に聞きたいのですが、この広域観光圏の事業については対象の市町村でなかなかまだ理解が進んでいない。負担金のあたりも思うような答えがないというような、この間の部長からの話ではありましたが、この辺の取り組みをやはり進めて欲しいと思っております。お考えをひとつ聞かせてください。以上です。

産業振興部長 広域観光圏の話でございますが、今、事務局が湯沢町になってございます。その他に南魚沼市、魚沼市、十日町市、津南町それから長野の栄村、それから群馬の水戸、この町村が一応広域観光圏のメンバーということで、先般設立總會の方は湯沢の方で開かせていただきました。会長が湯沢の上村町長さんがなりまして、うちの市長が副会長というようなことになってございます。その計画の詰めの段階で国の方が詰める中で、コンサルを入れて私どもと調整をしておったわけですが、そのコンサルの説明と今、私どもが積み上げた計画の積み上げのちょっと齟齬が出てまいりました。

その齟齬というのは、全額補助になるわけではございませんので、例えば4割国庫補助ということになりますと6割はどこかで資金を用意しなければだめだということになります。それから一番大事なことは自治体は事業主体になれないという、要はとりまとめをして計画を作って、それを国の方に進達をするというそういう行為の部分です。そうしますと、では民間の部分でもって手を挙げてやる皆さん方がいなければ、自治体がでは代わりに手を挙げて何かやろうかと、これができないような内容になっておりました。

それでコンサルとのすり合わせの際は既存の事業、例えばですが、本当に例えばですが、ある観光協会が何かのそのイベントの経費で1,000万円予算を持っていたと。その1,000万円を使えばそれが自己負担の6割になると。そうすると残りの4割がそこに補助金が被って出てくるというそういうものも可能だということで、それぞれの民間開発業者、それから地区の観光協会等々に協議を重ねておったわけです。が、計画書を出そうかなと、こうなりましたら、その部分はだめですと。真水の部分、要はどこかで新規の事業で現金が出てきたものでなければ、だから今まで既存の事業の相乗りはだめですとこういうことになりました。

そうしますと、今まで短い期間でかなり急ピッチで作り上げたのですが、そういう金を工面できる団体がなくなってしまいました。そういうことで今のところは広域観光圏の組織は立ち上げようと。それでこの間も市長の方から話があったと思いますが、11日の日にそれぞれの関係、構成、その進達をする構成長の首長の判子をいただきましたので、11日に国に進達をしてございます。

だから広域観光圏の組織の認定は、多分今のところ第1号になりたいということで事務を進めておったのですが、多分1号になるだろうと思われるのですが。ただ、実施事業については先ほど言いましたが、まだきちんと新規の事業で新しいお金を積み上げて手を挙げてもらえる方が、今すぐ見つかったわけではございません。この事業についてはもう1年遅らせようということで、本来はこの20年度から事業をやろうという団体があったわけですが、その団体がやはり降りたわけです。21年に向けて新しい民間事業者が「私どもがこれだけお金を用意されますので広域観光圏の皆さん方も応援していただきたい」という話にならないとそれは手を挙げられません。

ということで今のところそういう作業を進めていますので組織はできますし、間違いなく多分21年については新しい事業の組み立てができるのではないかなと思います。私どもの市の観光協会、それから観光協会に関係する民間業者の皆さん方もそこに手を挙げていただければありがたいかなと、こう思っております。

ただ、額があまり多いような額ではございませんので、確か3,000万円か4,000万円くらいですので大きな事業はやれないような事業もあります。その辺も含めて関係する皆さん方とちょっと精査をする必要があるのかなというふうに考えております。概略は以上でございます。

税務課長 償却資産の関係でございますが、過去のデータ等からどういうふうに見積も

っているかということかと思えます。償却資産につきましては、毎年1月に申告をしていただいて、その数値をまとめて固定資産税と一緒に賦課をさせていただくわけでございますけれども、ここ2～3年毎年償却資産の申告額が圧縮をしております。それを見まして、予算段階では対前年比でマイナス1.8パーセントという見込みを立ててさせていただいたわけですが、実際に申告書が出てとりまとめをさせていただきましたら、3.7パーセントの減という内容であったという中身でございます。

ちなみに課税標準ですが、1億円以上の課税標準が増えたところが6社、減ったところが12社ということで、金額にいたしましても税額ベースで計算しますと増えたところが2,200万円に対して、減ったところが5,900万円というようなかたちであります。

内容につきましては、新たな投資がこのところやはり足踏み状態にいるのかなというふうに分析をしております。新規の投資がなければ今までの部分がどんどん償却をしていく分だけ圧縮をしていくというかたちになりますので、非常に見極めとしては難しいとは思いますが、今後の情勢を見ながら新年度に向けてはまたさらに精査を積んでいきたいというふうに思っております。

中沢俊一君　今の償却資産税の件ですが、実効性があるかどうかは別にしまして、企業に対してのヒアリングでありますとか、そういうかたちで市が今何ができるのか。また企業の方からどういう要望があるのか。前もってそういうような、意向を聞く、先手を打っていく、そういう姿勢が私は欲しいと思っております。

もう1点の広域観光圏のことですが、やはり周辺の市町村からここへ入った方が長い目で見てメリットがあるのだということをよく周知徹底をしていただきたい。その点について要望だけ今は言っておきますが、質問を終わります。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第96号議案　平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第96号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第2、第97号議案　平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　(提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第97号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第97号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第98号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

福祉保健部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第98号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第98号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第99号議案 平成20年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

市民生活部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第99号議案 平成20年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第99号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第100号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

企業部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第100号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第100号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第101号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

水道事業管理者（説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第101号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第101号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。

（午前12時01分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分）

議長 日程第7、第87号議案 平成19年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

総務部長（説明を行う。）

議長 監査委員の監査報告を求めます。

広井監査委員（監査報告を行う。）

議長 平成19年度 南魚沼市一般会計決算全般に対する総括質疑を行います。

腰越 晃君 毎年お聞きしているのですが、この資料の中には決算カードも入っておりまして、その中で2～3ちょっと市長のお考えをお伺いしたいと思うのですが。まず経常収支比率ですが本年度も悪化しております。トータルで収支合計を見るとやはり去年よりちょっと悪くなっているかなというように思うのですが、数字の動きを見ているとそうでもない部分もあります。そういう中で経常収支比率については、昨年よりも約4パーセント以上悪化をしております。一層財政の硬直化といいますかが進んでいるとそうにとらえられるわけで、これはちょっと厳しいかなと、ちょっと不安になるなという部分も感じるところであります。

それとあと実質公債費比率については少し改善をされておりますけれども、あといわゆる実質収支、収支の金額ですけれども実質単年度収支においては昨年が5億5,700万円とい

うことで、今年度は1億1,800万円。やはり減ってきているのです。そういう中でこの間も申しあげましたけれども、病院会計、水道会計等は毎年毎年欠損が常態化している。こういう中で、やはり先行きちょっと厳しい部分もあるのではないかなというような不安があるわけです。

そういうことについて、細かい話ではなくて大雑把なお考えでよろしいですが、今あげた数字等を見る中で、市長の今後の財政運営のお考えについて問題はないのだということであればよろしいのですけれども、お伺いをしたいと思います。

市長 この経常収支比率の悪化につきましては、ちょっと憂慮をしなければならぬと思っております。硬直化が進んでいるということでもありますので、それらを念頭におきながら20年度、あるいは21年度にこの収支比率を改善できるように努めていかなければならぬと思っております。何よりも収入の確保、それから計上経費の削減ということでもありますので。ただ、先ほどの今年度の補正でも示されましたように税収がやはり減額、下落傾向ということでもありますのでこの点が非常に厳しい。

ただ、交付税等の、これはまた内閣も変わったり政党も変わるかもわかりませんので来年度のことはちょっとわかりませんが、今のところやや地方に配慮していただいている経過が去年、今年と出てまいりましたので、その点は期待材料でありますけれども、いずれにいたしましてもやはり自分たちの力ということになりますと、市税でありますので、税財源の涵養、培養に 培養とは言いませんね、涵養にきちんと努めていかなければならない。

そういう中でやはり一番大きいのは、観光客の増もありますけれども、企業が立地をしていただくということが即、税収にはね返ってまいりますので。これらにつきましても特に工場団地等を造成しているわけではありませんけれども、バレーボールとかああいう部分も含めて関連産業の誘致になんとか努めたいというふうに思っております。この経常収支比率の悪化につきましては憂慮をしているところであります。

単年度収支の黒字の減と申しますが、これは年度、年度でよく変わっていくものですから、去年より減ったということはまあ前年度より減っていますが、このことについてはそう私は憂慮をしているということではございません。前年度は繰り越しが多かったり少なかったりという部分も出たり、なかなか歳入部分の全体像が最終的に特別交付税が決まる頃にしかわかってこないという、こういう部分もありますのでその辺も含めて。多いにこしたことはありませんけれども、これはそう赤字、赤字になりますと困りますけれども、そうならないように努めていくということだと思っております。

病院の関係は、これは端的に申し上げますと心配はいらぬと思っております。心配はいたしません、でも13億円からの累積赤字を両病院で抱えておりますので、これはなんとか早く解消できるように。一にも二にもお医者さんの確保ということでもありますので、この点を含めて頑張っていかなければならぬと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

腰越 晃君 今ほどの答弁を聞きまして意見になってしまいますが、やはりまずは市税

を上げていくということが本当に重要であると。おっしゃるとおりでございます、来年は天地人等の関係もありおそらく観光客等も今まで以上に大勢入られると思います。来年はちょっと楽観視していいのかなと　こういうことを言うてはいけませんけれども　ありますけれども、とにかく市民の仕事、稼ぎが上がっていかないとだめなのでそのところをやはりもう少しこ入れをお願いをしたい。いろいろな方策があると思います。ここで言うているときりがないのですけれども、努力していただきたいと思ひますし、あとは今後の政局がどうなっていくかわかりませんけれども、基本的には地方分権。ということは言い換えれば税財源の移譲というものを絶対やらしてもらわなければならないので、こういったところも強く上部行政体の方に上げて、税財源の確保に努めてもらいたい。そして何とか経常収支比率を下げていってもらいたい。このように希望します。

牧野 晶君　　1点、監査委員に質問したいのですが。2年ほど前の決算委員会的时候にちょっと聞いたことがあるのですけれども、そのとき、例えば監査委員として市の監査をしていて、何かうまくない、なるべくこういうふうにするれば経費を削減できるのではないかというふうなことはありますかと、そのようなことを質問したところ、そのときは合併したてで、なにしろ見る資料がいっぱいあり過ぎて、今年は手が回りませんでしたという答弁だったのですが。監査委員の仕事というのは、帳簿がしっかりしているかだけでなく、それ以外にも効率的に経営がされているかという点も当然あるわけですよ。そういう点のチェックは今回したのか。また、していないのであれば監査委員としてはどういうふうな点をもう少し頑張るべきではないかというふうな思いがあるのかについて、ちょっと語っていただきたいなと思ひがあります。よろしくお願ひします。

広井監査委員　　今ほど言われた点につきましてですけれども、私の、と言うか監査委員は私だけではありませんけれども、能力不足という点もありますし、特にこの決算審査につきましては非常に限られた期間に、この膨大な一般会計から始まって、特別会計、企業会計というようなかたちの中で、正直言って書面審査だけで終わっております。

したがって、そういったといひますかこういった計数的な監査に留まっているというのが実態でありまして、幅広くといひますか、もうちょっとこうすればこうなります、というようなところまでの意見を申し上げるところに至っておりませんし、能力の関係もござひます。私もここで終わりますが、次期監査委員には優秀な方を選んでいただいて、よく引き継いでまいりたいと思っておりますので、そんなことでひとつお願ひしたいと思っております。

牧野 晶君　　では、監査委員というのは確か3人までオツケーなわけですよ。また逆に、では人数的に手が足りないということであれば増やしたりとか。例えば今の実際のを2人でやるのはしんどいのです、というふうな声があるのであれば、そういう声をちょっと聞いてみたいなという思いがありますし。また、今回で終わるといひるのであれば、まだこのくらいの市で外部監査しているところがあるかどうかといひのはちょっとわからないですが、私、外部監査をする1,500万円やら2,000万円くらいお金がかかるので、そんなお金は出してはいけないなというまだ思い。やって欲しいけれどそこまでのお金を費やすの

はちょっと躊躇する点があるなという思いがあるのですけれども。

外部監査をする方というのは、大体、例えば税理法人とか会計事務所の方がやるわけですよ。なので逆に今度は監査委員を外部監査に出すのではなくて、監査委員にそういう公認会計士や税理士の方を打診してみるのも面白いのではないのかなという思いがあるので、前段の部分の2人で足りないのであれば3人とはまた別にちょっと考え方として、監査の人選についての考え方として、そういう手法も1点あるのではないかなという思いがあるので、そういう点についてもちょっと市長の方に聞いてみたいなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

市長 専門的な知識といいますか、税理士あるいは公認会計士だとか、そういう皆さん方をお願いすればということでありますけれども、ご承知のように、もう今、広井代表監査委員も含めて、本当に常勤並みにおいでをいただいているいろいろやっていたいであります。結局そうなりますと、そういう皆さん方にはそれだけの他に職業を持ってそれをいったん打ち止めてこちらに入ってくるということになりますと、相当の報酬といいますか、これが必要だと思えますし。

今、私もこういう会計的なことが詳しくわかるわけではありませんけれども、外部監査制度を導入しなければならないという必要性はあまり感じておりません。広井監査委員の能力だ、能力だなどというがものすごい能力でありまして、大変な監査の実務をこなしてきていただいたわけでありまして。ここで終わったなどと言いますがけれどもまだ終わりませんし、次のこともあるかもわかりません。それは別にいたしましても。

ですので、例えば事務局の手が不足とか、そういうことは前からも若干聞いたことはありました。聞いたことあります。ただそれは、事務局長を置いているところがいっぱいだから事務局長を置いて、そして下にまたいわゆる監査委員事務局の事務局長会議とかというのがまたあるのだそうですけれども、事務局長を置いていないのは南魚沼市と、そう数の多いところではなく非常に少ないとか、そういうことは聞いたことがありました。手が不足でどうしてもということであれば、それは職員を増やすことは全くやぶさかではありません。

ただ、監査委員を3人ということはちょっと考えては全くありません。議会の方からも選出いただいているわけでありまして、それは例えば監査委員の数を増やしたからその業務があまりはかどるという方向には見えませんが、やはり事務局体制にもし問題があるとすればあるのか。この辺はまた代表監査委員と後ほど意見調整をしてみたいと思えますし・・・(「今聞いて見たい」の声あり)今あまり言わなくてもいいですから、意見調整をさせていただきたいと思っておりますが、そういうところに問題があるとすればそれは対応しなければならぬと思っておりますので、よろしく願いいたします。

広井監査委員 確かに監査の何ていいですか、幅といいですか、随時監査というのはあまりやっていませんけれども、定期監査 これから入りますけれども諸々合わせて、また、今回出た健全化の関係とかそういった法律に基づくものが非常に増えてきていることは確かです。合併前と違って非常に件数が増えていまして、定期監査等につきましては、保育

所、小学校を含めると本当に数が多くなっています。したがって3年に1回くらいしか回れないところも多々あります。

そういう状況の中で事務局も、私どもはそれぞれ行ったところで指摘事項があればそういったものもしますけれども、まとめてまたきちんと整理してもらうのは事務局からやってもらっているわけですが、そういう意味では非常に事務局も難儀をしていることは確かであります。

そういうようなことで、先ほど市長の方からありましたが、事務局長というのがいない数が少なくなっていますので、もうちょっと対外的に出たときの会議のときとかいろいろなこともあります。今回この作った資料も前よりは確かかなり厚くなっていると思うのですが、県下の他市との資料の交流もやっていますので、今回から他の市に揃えたその資料づくりにさせていただいた関係でちょっと厚くなっております。そんなところもあって、事務的には確かにちょっと容易でないというか、そんな感じを持っています。

牧野 晶君 単純明快に聞きたいのですけれども、要は監査委員の数が今、代表と入れて2人じゃないですか。その2人で足りているのですかということを知りたいのです。事務局体制は事務局体制でわかったのですけれども、代表監査の方からちょっと足りているか、足りていないかについてのそここのところだけでいいのをお願いします。

広井監査委員 足りているか、足りていないかと言われれば、動き方もありますので、ですが、本当に今回、私はずっとこの審査にあたっては書面上しか審査しておりません。本来であればその書面上から見て、ここはちょっとどうだというようなときは現地へ行って、その現物なり現地の状況を本当は監査、審査するのが当然なわけです。けれども、そこまでがなかなかできないという観点とやり方ではありますけれども、そういうところからなると、もう1人いればという気はします。

ただ、県下の他の同じようなレベルのところを見れば必ずしも3人 私どもの規模くらいで3人というところもそう多くはないみたいです。十日町さんとかああいうところになると3人いたかですが、あまり多くない。事務局の方は結構いるところはあります。

笹木信治君 1点お聞きしますが、財政健全化計画23.5パーセントで計画をクリアしたということで、このことについて大変よかったと思いますが、19年度は大きなプロジェクトもなかったわけで、決算も大きな波乱もなかったというふうに私は見たわけです。ただ、昨日来からの一般質問、市長と同僚議員の皆さんの議論を聞いていましてちょっと気になったことがあったのです。

財政健全化計画、市長の考え方としてひとつはやはり内から、中から進めていくのだというような言葉がありまして、実際やっていることも職員給与の削除、それから各種の補助金がいりいり削減されているわけですが、こうしたことがいわゆる「まず隗より始めよ」ですか、中から始めるということなのだろうと思うのですが。私は財政健全化計画、これを実行するうえで本来考えなければならないのは、その計画、事業計画。市が持つ中期、あるいは長期の事業計画を見直していきながら財政健全化計画も打ち立てていくということが基

本でなければならないと思うのです。

ただ、それなしに中から中からと言われると、職員の側からすると削られるだけという思いもあるのです。しかしこれは来年からは職員の給与分については3年を経過したのだという話もありましたが、そこら辺の考え方、市長の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長 財政シミュレーションでも示しておりますように、このシミュレーションをやる際にも不要と思われる部分というのは全部、一応取り除いたつもりであります。長期計画も含めて。そういう中で一応新市建設計画に載っているのは当然ですけれども、不要と思って載せるわけではありませんけれども、それでもこの部分はまあ、そういうものが出てきているのです。ですからそういうものは一応この中には載せ得ない。しかし、大枠ではほとんどその新市建設計画に搭載された大まかといいますか、大体の事業は今のシミュレーションの中でやっていけばできますよと、こういうことです。

当然ですけれども、ではこのシミュレーションが出たから、今これから予定している事業を全部どんどんとやっていくかとそういうことではなくて、毎年毎年見直しをかけていく。昨日も触れましたように、財政健全化といいますか行政改革の中で事務の評価から今度は施策評価。そこに職員からも目を注いでいただいて、やはり事業の中でもこれはもう本当に計画には載っているけれども不要だというものが出れば、これはどんどんと切っていきます。

今おっしゃっていただきましたように内部、内部というのは、この3カ年間の5パーセント削減は本当に緊急避難的でありました。緊急避難的であります。ですので、今年度をもって解除ということに向かおうと思っておりますけれども、いつもいつも何ていいますか、足らなくなれば職員の給与を削減してしのいでいこうなどという考え方は全くもっておりません。今、議員おっしゃったように、事業の本当の必要性の有無、これらもきちんと吟味をしながら年度、年度で間違いのない対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

笛木信治君 お話はわかりました。なにせ昨日あたりの市長の答弁を聞いていますと、私は計画がなければ何もやらないなんて何ひとつ言っておりませんよ、みたいなことを言うものだから私はちょっと気になって聞いたわけですが。やはり財政健全化計画というときに、事業そのものをそのときそのときの状況によっては取捨選択をしていくということが基本にないと、そう内輪のことと言っても、あるいは住民サービス「皆さんもここはひとつ我慢してください」と言っても、まず先にその事業をこういう点はどういうふうに見直すのだというのがあって、住民も納得し職員も納得すると思うのです。そこをひとつ、私の勘ぐりすぎかもしれませんが、ちょっと市長は走りすぎているのではないかという気がしたので、そういうことをお聞きをしたわけですが。今の答弁を聞いて、必ずしも中長期的な計画についても絶対視するものではないという考え方、それを確認しますがそれでいいわけですか。

市長 今ちょっと前段が、私が昨日何か言ったということがちょっと聞き取れなかったのですがそれはそれといたしまして。これは当然でありますけれども毎年毎年、総合

計画の実施計画に載っている3年事業がございますが、これは毎年ローリングしていくわけですから、その中で必要と思われない事業が生じれば、当然これはもうそれを無理矢理やるなどということは全くありません。

念頭においておっしゃっているのは野球場のことではないかと思うのですけれども、これは特別ご心配なさらずに結構であります。昨日も触れておりますように22年度から調査に入りますので、その結果に基づいて今の予定でいいますと24年度の予算に計上させていただきたいということを言っているわけです。

ですから、そのとき私たちがまたどういう案が出てくるか、本当に大づかみでありますから。今の新市建設計画に基づく部分も、例えば図書館なんかもこれは本当にある意味では大づかみのお金です。ですからそういうことはきちんと精査をしながら必要のない部分は削り、あるいは計画に載っていなかったけれども必要という部分も出てくるかもわかりません。そういうことはきちんとやらせていただくつもりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

岩野 松君　ちょっと関連ですけれども、その健全化計画の中で来年度から職員の給料の5パーセントについては何とか戻したいという話だったのですが、一緒に補助金とっていいのかどうか、そういう部分に関してはずいぶん3パーセントから10パーセント近く削ってあるところもあると思いますが、実は具体的な話をすると、トイレの掃除なども削られたというふうに聞いております。例えば公衆便所のトイレとかそういうものも時間数で今までしていたよりも3時間減らされた。そういうので特にしている人からもちょっとそういうふうに減ると、今でさえもなかなか特に公衆トイレがきれいなところもありますけれども大変なところもある。天地人関係でいろいろな方が見えるのに、まず公衆便所からいろいろ言う人もあるのに、そういうところを削るのはいかがなものかなという声も聞こえてきています。職員の給料もそういうふうにするのだったら、そういうところを見直して、ぜひ必要なものは一緒に見直して欲しいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

市 長　この3カ年の限定といいますか、予定で削減をした部分は、職員の給与、それから各団体に対する補助金も3なり5なりという部分もある。しかし、この補助金等につきましては、繰越金を持っている部分を重点的に削らせていただいたわけでありまして、変な話ですけれどもこの3パーセントなりを削除して、それででは翌年その3パーセントの減にはなっていないはずで、本来、なっているところも若干あるかもわかりませんが。

それと公衆トイレの時間数が減らされたとかどうかというのは、私どもが直接的に公衆トイレを頼んでいるものはあるのですか。(「シルバー経由です」の声あり)シルバーですか。シルバー人材に私どもがその公衆トイレのお願いしているところはあるのか。それはそれとしてそういう話があったということではありますが、実は、今、週に何回でしょうか私がちょっと朝早くここに来ますと、ある男性の方がその公園を掃除して、トイレを掃除をして、そして坂戸の今の公衆トイレですね、きれいに銭淵公園の中も掃除をして。そしてこれは全

くのボランティアです。その方が善意でやっていただいているのです。そういうことも含めて、私はその方をいずれ何か表彰でもしなければならぬのかなと思っているのですけれども。

それはそれとして時間を削られたから公衆トイレの掃除ができないとかというのは、私はちょっと今初めて聞くものですから、具体的に今度はちょっとこちらではどこどこをどうしているのかをまたちょっと調べますけれども。要は、それはまあいいとして、元に戻りますと、そのときに財政健全化の3年部分の中で削減した部分は、原則は元に戻すということです。ただ、例えばカットしていても何ら支障がなかったというところもあります。そういうものは無理矢理戻すつもりはございません。何ら支障がなかった。

結局はやり方といいいますかそれがありまして、もらっていればもらったなりのことをしますけれども、例えば削られればそれこそ不要部分をその人たちも削って、それで全然支障がないというそういう部分もあるわけです。それはきちんと個々に精査をしながら、必要の部分はちゃんと戻すべきところは戻していこうと、そういう思いであります。

議長　　どうか質問は今は総括質疑ですので、よく考えて質問するようにお願いをいたします。

山田 勝君　　1点だけお伺いします。財政健全化は非常に努力されていると評価いたします。ただ、1点、気を緩めがちな数字が見えますので、ただ1点だけ参考の数字も載せていただきたいな、公表していただきたいなと思うのが、実質公債費比率であります。昨年24.6、非常に緊迫感をもった数字でありました。今年23.5、非常に頑張ったではないかと受け取りやすいのですが、計算方法が違ったということで聞いております。ですので、これが一概にこの数字が比較できるものではないと考えていますので、どちらかを参考数字として、これは公表しないと気が緩んでしまうおそれがあるのではないかと思います。その辺伺います。

市長　　この実質公債費比率につきましては、23.5というふうに出ましてそれで総務部長が確かこのどこかのときに説明したと思うのですけれども、分母に都市計画税を入れていいということになったのです。これは当初はだめだったのです。横浜市あたりからそんな馬鹿なことはない。全く安定した収入源ではないかと。それがその分母に入らないというのは何だということで他の市町村も同調いたしまして、いろいろ国に申し上げた結果が、国の方もではそれはやはりそう言われればそうだとということで、だからどこの市町村も全部入っています。今度は分母にですね。

ですので、確かにおっしゃったように24.7それが23.5、こうすることで一挙によくなったのではないかと。よくなったということではなくて確かに分母が変わったということがひとつの大きな要因であります。着実に例のシミュレーションで示しましたようにあのとおりにはいっていますので。まだ高い数字です、24。たしかそれを抜けば24.2くらいか、都市計画税。

ですので28年度ですかこれで17.8になるように。これは都市計画税の部分を含んだと

きの計算ではないのですね。前の厳しい数字のときですから、徐々によくなっていくとは思いますが、その数字のマジックに惑わされないようにしていかなければならないと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

山田 勝君 そうしますと、この23.5。24.6と23.5の2つの数字の比較のみが一人歩きすると思うのです。これだけの間にこれだけよくなっているではないかという、この点が一人歩きしてしまって安心感というか、気の緩みが出るおそれがあると思いますので、それについてはこういうことだよとしっかりわかるように、これはまだ非常に大変なんだということをもう少しアピールするためにも説明責任があるのではないかと思います。

市 長 おっしゃるとおりですので、ただ数字だけをぼんと出してそれで比較をして、それだけよくなったなどということには申し上げるつもりもございません。こういう部分の算定方式も変わりましたので、こうなりましたということはきちんと添付をしながら広報でもインターネットの中でも、市政のそういうことをきちんとわかっていただけるように周知をしていきたいと思っております。

和田英夫君 去年の年度途中でいわゆる滞納対策、収納率対策で副市長を中心としたプロジェクトチームを作って、非常に効果を期待しているような市長の答弁でしたが。この決算を相対的に見ると、副市長を中心とする委員会の性格、趣旨というか目的が、本会議での議論の方向とちょっと違うのではないかと気がしまして、副市長中心のその審査会なるものの性格、目的を確認して決算に入りたいと思うのです。

まあまあこのかたちから見ると、滞納される市民に伺って「ぜひ払ってください」というこういうものよりも、帳面上のものを整備して、身綺麗にする方にウェイトがあるように聞いているのですが、この辺はちょっと確認です。

副 市 長 まず前段にお話をしていますが、不納欠損そのものの取扱いは時効の成立と完成が即になったものについて今回あがっているはずでございます。ですから、審査会によってどうこうということではないということ、まず前段にご理解をいただきたいと思っております。

審査会の設立は今まで各課ごとに取扱いがばらばらであったということから、市の市債権の一元化を図ろうということでもまず立ち上がったわけでありまして。そうした中においてそれぞれの課によってのばらつきを私どもの審査会の中で統一をしまして、そしてなおかつ各課ごとの解釈の中で処理をするのではなくて、審査会のなかを通した中で処理をすると、こういうことで始まっています。不納欠損そのものが審査会でもって、今お話になったように帳面づらをきれいにしまして、早く片付けようというかたちに出ているのではないということをご理解いただきたいと、こう思っております。

和田英夫君 理解はしたいわけでありましてけれども、これは南魚沼市の債権滞納処分審査会のもちろん決め事なのですね。そこで審査会の任務。次の任務を行う。市の債権全般にわたる、もちろん今言ったような統一的な管理方針の策定および管理状況のいわゆる監視で、よく見ていると。それはわかるのですが、個別具体的な滞納債権に関する処分方法の検討。

それから3番目に具体的滞納処分の実施に関する指示、状況把握および新体制の確立。その4番目にはその他必要事項とこういうことです。気になるのはこの滞納債権の処分。処分、処分と2項目あるのですね。

では処分とはでは何かというと、まあまあ一般的な辞書を引きますと物事を取りさばいて始末をつけることだと。この処分の中に、収納をお願いするという意味あいもあるかもわかりませんが、しかもその目的の一番先のところに非常に徴収権能を持つ債権の滞納金については、その処分方針ならびにというようなことでまたここに処分が出ている。最後には市民負担の公平性を各氏持って市債権全般の収納の確保に資することであるわけですけれども。だから本当は具体的にはこの審査会の任務のなかの処分というのが非常に強調されているところに、私はやや、まあまあここで確認の意味で今質問させていただいているのですが。

そこで例えば、そういう考え方の底流であるから健全化計画のいわゆる変更後もそれまで歳入の確保というのを6億円みていたものを、今度は変更後は3億6,000万円に例えば落としたとか、それは私は確かにその滞納をするというのは非常に難しさがあることはわかるのです。わかりますが、どうも執行部側の底流には難しいことを十分に承知をして、これは無理だからまさに、まあまあ監査委員も言っているように、時期が来たら処理をするのもやむを得ないというような、私はそういう監査委員の指摘にはいささか不本意なところがあるわけです。それはまあそちらでいいですけども。どうもそこにウェイトをおいている審査会のような気がしまして、今あえて質問しているのですね。

では市長、あれですか。この審査会は副市長が言っているように内容をきちんと統一的に精査し調べて、そしてやはり払わない徳の市民の出ないように、きめ細かに足を運んであらゆる手立てをもって、税の収納をする方に軸足があるのだと。私はこの審査会の要領の任務の中に4項目のうち2項目にその処分方法などというのをつけること自体、どうもいささか疑念をもつわけでありまして、ひとつこれは総括ですから相対的な考えで聞いてみたいと思います。

市長 今、副市長が触れましたようにいわゆる債権の一元化といいますか、処分、処分という言葉にこだわりますとそういうことも含めて、水道の方ではこういう処分のやり方であった、税はこうであった、下水は違って、そういうことはやはりまずい。ただ、時効の部分も違いますし、取り扱うのも税に属するものといわゆる使用料的な部分とそういうのは違いますけれども、要はトータルをしてきちんとその債権を管理していこうと。

それから処分、処分、いわゆる切り捨ててもういらぬという処分ばかりというふうに考えていただかなくて、差し押さえ、これも処分です。競売も処分です。そういうことも含めてごね得でもう毎年毎年どんどんといわゆる不納欠損を増やしていくのだなどということにするつもりはございませんので、きちんと滞納、いわゆる滞納整理にあたるための一大任務だというふうにご理解いただきたいと思います。

ご承知でしょうけれども、10月1日から今度は税の方では県とああいうかたちで県下初でやりますし、そういうことも含めて歳入の確保、これには当然ですけども一生懸命努め

させていただきます。6億円から3億円に一気に減ったという部分は、歳入の確保とそれから行政何かの明確化というのがありましたね。歳入の確保という中には例えば手数料だとかそういうこともある程度想定をしながらやったのですけれども、なかなか今、こういう時代の中で、どんどんと市民の負担を増やすというわけにはいかないと、そういう部分も含まれております。ただただ税金がとれなそうだからそればかり落としたということではないので、それはひとつご理解いただきたいと思います。

議 長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって平成19年度南魚沼市一般会計決算全般に対する総括質疑を終わります。

議 長 ここで暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

(午後2時23分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時45分)

議 長 第87号議案の歳入の説明を求めます。

市民生活部長 (説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議 長 歳入に対する質疑を行います。質疑をする際は質疑箇所のページ数を言ってから発言をお願いいたします。

佐藤 剛君 2点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、まずページで48ページ。児童福祉費県補助金ですが、こここのところがちょっとわかりづらいので再度お聞きしたいのですけれども、説明の中で特別保育の関係が増えているようなお話がちょっとあったかというように聞こえたのですが、私のメモだとちょっと特別保育事業の県補助金がここにいくつかありますけれども、これは三角ですよ。だいぶ減っていますのでその減った事由をお知らせいただきたいと思います。

あと民間児童厚生施設、児童環境づくり、この辺は組み換えというか、補助の名前が変わったのでこれが入れ替えというか。一番下の児童環境づくりというのは去年大分高額な補助金だったのが少なくなって、そのかわりに中ほどの民間児童厚生施設等、終わりの方に(放課後児童)と書いてありますが、そこが新たになったところなのでそこは名称が変わったというか、補助の中身が変わって実質変わらないのかというところを、ちょっともう一度説明をいただきたいというふうに思います。特別保育のところ、マイナスになったのであればその理由をお聞かせください。

もう1点、58ページ。財産運用収入の中の土地貸付収入、ちょっと細かいので恐縮ですけれども、土地貸付料が収入未済額が16万1,000円ほどありますけれども、決算書を見ると毎年この程度の未済があるのですが、名前なんていいのですけれども、個人、特定、同じような人でこういうふうなかたちになっているのか。たまたまこういうかたちで残っている

のかというところをお聞かせいただきたいと思います。

福祉保健部長 細かいところにつきましては担当課長の方から後ほど申し上げますけれども、まず1点目の児童環境づくり基盤整備事業費県補助金であります。放課後児童ということでありますが、これは金城わかばクラブでもって実施をしております畑や田んぼで作物を作り、それを収穫して親子で料理をして食べるということを体験授業と、こういう事業の中身であります。

それからあと民間児童厚生施設等活動推進県補助金(放課後児童)でございますけれども、これは1カ所分でありまして、開設時間につきましては13時30分から17時30分。延長保育につきましては午後7時までと、そういう中身であります。

子育て支援課長 今ほど部長の方から説明がございましたが、特別保育のメニュー的には昨年と変わってはいません。企業別で名称がご指摘にありましたように、民間児童厚生施設等活動推進県補助金、これは昨年の学童保育の補助金で名称が変わってございますが、要は学童保育の協議会に対する・・・失礼しました。学童保育の県の年費の補助金でございます。名称が変わってございます。

あと新たに増えた部分が一番下の、今ほど説明がありました児童環境づくり基盤整備事業県補助金。これが今年新たに金城クラブでやりました。・・・失礼しました。すみません。特別保育事業県補助金という部分で、昨年とちょっと組み立てと計上しているところが違いまして、昨年も子育て支援センターの従来型、小規模型、保育所地域活動事業、一時保育促進事業、この4つで2,291万1,000円でございます。今回は特別保育ということで、同じく子育て支援センターの従来型、小規模型、そして一時保育 下から2行目でしょうか、一時保育促進事業とあと保育所地域活動事業ということで四つですね。同じ、上から3行と下から2行目の四つで同じ項目です。すみません。ばらばらに散らしてございます。

財政課長 58ページの土地の貸付収入の未済額の件でございますが、内容的に申し上げますと1件でございます。当方も滞納整理に努めているところですが、率直に申し上げまして全然ではないのですけれども、予定どおり分割納付ということで協議をして進めているところですが、正直申し上げまして計画どおり若干いっていないという状況にあるという、1社の企業です。(「同じですか」の声あり)同一の案件でございます。以上です。

佐藤 剛君 後段の方はわかりました。特別保育事業の関係ですけれども、昨年と特別保育事業の事業的に同じだということはわかるのですが、これは多分足すと600万円くらい減っているのですよね。そこが減った中身というか理由をちょっとお知らせいただきたい。

子育て支援課長 600万円ほど金額で減額になっている部分ですが、すみませんが今ちょっとすぐにはわかりませんので、また調べて報告いたします。

牛木芳雄君 1点、お願いをしたいと思います。17ページ、18ページの市税、固定資産税であります。収入未済額、大変なわけではありますが、この8割が固定資産税だというふうに説明がありました。1,300人ほどいて、0.4ポイント収納率が下がったということあります。0.4ポイントというと昨年並みかなというふうに思っていますが、この人

数の1,300人というのは昨年に比してどのくらいになっているかということです。それが1点。

それからこの額、毎年毎年聞いたり説明があったりするわけですが、大口の方が何人かいて、その方々がこの額を引き上げているというふうに説明を受けているわけです。そういう方々を指導しながら納めていただくようにということで、日々努力をしていると思うのですが、その後、そういう方々は改善をされたのかどうかということです。それが2点目。

もう1点は滞納している方々1,300人と言いましたけれども、例えば滞納生活から脱却した方、あるいは滞納に入った方々、その辺は毎年、当年度はどういうふうになっているか。例えば今まで滞納を繰り返してきたが、当年度は脱却した。あるいはまた新たに滞納の仲間入りをしたというふうな、それは人数を把握しているかどうかお知らせください。

収納職員がいると思うのですが、嘱託員2人でしょうか。何人でしょうか。なかなか大変な仕事ですが、職員の皆さん、税務課の職員の皆さん、あるいは他の職員もそうですけれども、手分けをして、お伺いをし、説明していただいてくるというようなことでお出かけになることがあるかないか、その点もお聞かせください。

税務課長 ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。まず固定資産税の滞納者の数でございますが、先ほど部長の方で1,300ということでお話をさせていただきましたけれども、1,855の間違いで、3と8の書き違いだかと思えます。前年が1,891ですから、人数的には若干圧縮をしているという状況でございます。

それから多額の滞納者の改善が見られるかということのご指摘でございますが、確かにある程度の高額の方が固定的に滞納しているという現実がございます。私ども常にその解消に努力をしているところですが、今、計画的に分納していただいておりますけれども、なかなかその追いつくというところまで至っていないというのが現状でございます。したがって、今後引き続き粘り強い交渉をしながら増額等に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の新たな滞納者になった人、なくなった人ということでございますが、ちょっと今手持ちの資料の中で個別に状況を把握したものを持ち合わせておりません。これをすることになると、一人一人全部ひっくり返さなければならないこととなりますので、できればご勘弁いただきまして、何かの機会にまたご報告をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから4点目の収納の体制の話でございますが、ただいま税務課の中には住民税の担当、固定資産税の担当、それから収税の担当と大きく3つに島が分かれてございまして、収納の方の担当につきましても、専任参事を含めて9名おります。その他に収納嘱託員を2人配らせてございまして全部で11人という体制をとらせていただいております。それぞれ担当地域をもちながら、なおかつなかなか困難案件につきましても全員総力をあげてという取り組みをしておりますし、収納対策室から税務課に一元化をされたことによりまして、いわゆるスケールメリットを出そうということで、昨年は11月と年度変わりの20年度に入って5

月の年度締めのところでございますが、税務課職員全員が班分けをいたしまして、徴収に出
てございます。いずれも700万円ほど実績をあげてございますので、合わせて1,400万
円くらいの成果があったかなというふうに思っております。以上でよろしかったでしょうか。

牛木芳雄君 1点お願いしたいのですが、この固定資産税の滞納、この収納率をあげる
ということがやはり市民税全体の収納率をあげるということだと思っておりますが、先ほどの大
口の方々は当年度が精一杯でたまったものをきちんきちんと返していただくには至らないと
いうふうな話だったようです。なかなかその経営等もあるわけですし、それは無理からぬこ
ともあるかと思えますけれども、やはり決められたルールの中で市民等しく苦しい方もあっ
て払っているわけですから、手を緩めることなく協議をしながら収納率アップに努めていっ
ていただきたい。

0.4ポイントと言いながらも若干下がったということは、やはり同じと言いながらも若干
下がったということはやはり問題だと思っております。こういう時代ですから、収納率を上げて
いくというのは、これはやはり至上命令ですからこれに邁進をしていただきたいというふう
に思っています。

議 長 特にいいですか。(「はい、いいです」の声あり)

腰越 晃君 2項目、質問させていただきます。まず28ページからの負担金使用料関
係ですが、保育料の関係で、それからあと住宅使用料、これについて滞納分があるという話。
この表からも滞納分の入っている分というふうに記載されているのですが、不納欠損額がゼ
ロになっております。おそらく消滅時効2年くらいかと思えますけれども、不納欠損とい
うのはこの2つの項目についてないのでしょうか。これはゼロということなのでしょうか。ち
よっと私、その辺のところを確認したいというふうに思います。

2点目は、78ページ、雑入の一番上にあります中之島診療所指定管理者負担金360万
円ということ。これについてお伺いをしたいのですが、実はちょっとこの間、私この負担金
があったということを知らなかったのですが、この負担金が設定された経緯についてお伺
いをしたい。

それからもう1点ですけれども、この診療所について最近ちょっと私、いろいろ調べては
いないのですけれども、維持修繕であるとか、設備、機器の更新等あったのでしょうか。ま
た必要性がある状況に今あるのか。それとあと収支の状況ですね。この3点についてお伺
いをいたします。

福祉保健部長 それでは27、28ページの保育園の収入未済でありますけれども、こ
れにつきましては1,232万9,000円ほど過年度分がありまして、現年度分としまして
671万8,000円ほどありまして、合計で1,904万7,000円ほどになります。81
人の方が対象になっています。

これにつきましては滞納者からは納入誓約書を徴収しまして、計画的には分割納入をし
てもらっている関係で、不納欠損は生じておりません。なお、この部分につきましては、一番
古いのは平成9年度のやつが一番古くて、あとは平成11年からずっと19年までそういう

ことできていますが、不納欠損の扱いはしておりません。分割誓約書を徴収しながら分割で納めてもらっています。なかなかはかばかしくない方もいますけれども、不納欠損扱いということではなくて分割徴収を行っています。そういうことです。

建設部長 住宅の方の関係でございますが、30ページ、770万円ほどございますが、これも同じように不納欠損の扱いはしておりません。現年分で19年度分でございますが、290万円ほどございまして、約50人の方が該当しています。その前18年度が32名の方、230万円ほど。それからその前年17年度が23名ほど該当してまして、190万円ほど。さらに16年度、9名の方、50万円相当でございますが、その後、分割で入っておりますので、現在8月末現在のトータル的には50万円ほど既に納入済みということで、分割でお支払いをいただいているという状況でございます。

財政課長 中之島診療所の指定管理者負担金につきまして、当時担当しておりました関係で私の方で答弁させていただきたいと思っております。設定の経過ということでございますが、17年度まではいわゆる委託という関係であったわけですが、そこで指定管理者制度が導入されまして、18年度以降10年の指定管理者制度をここに導入して現在に至っております。

その際の協議におきまして、17年度でおおよそ収支が1,000万円くらいの黒だったというそこら辺をベースといたしまして、先生と協議して黒であれば負担が可能な部分を簡単に言えば家賃ですけれども、うちの方に家賃的な考えの中でご負担をいただけないかということも協議の結果、月に30万円ということで設定されて現在に至って年額360万円というものを中之島診療所のいわゆる法人優真会の方から、当市に負担金として納めてもらっているという数字でございます。

それで収支の状況ということですが、その後、18、19と2カ年経過したわけですが、先生からも頑張っていただいております、収入もやはりプラスの状況。大体患者数からいってもマックスに近いかなという印象をもっておりますがそういう状況で、収支の状況もほぼ同様に推移をしているというふうな見方でございます。

ここにきて大分時間も経過いたしまして、先生の方から関連して維持修繕というようなお話がございましたが、大分そういう機械、器具等についても時期がきておまして、そこら辺で先生の方では現在の協定の内容では若干の不安がある。もうひとつは、従来は委託でございましたので年間想定された診療報酬をまず町に来て、それを委託費として出すわけですが、出し方が前期、当然お金が4,000万円、5,000万円なりを4月にとかという工夫ができるわけです。現在は診療報酬直に指定管理で優真会が診療報酬を受けるということで、毎月毎月で12等分ということでの資金繰りが非常に当座は大変だと。そしてそういうのに先生が悩まされているというのが最近ちょっと相談としてあって、率直に申しましてそこら辺を緊急に貸付金なりで対応していく必要があるのかなというのを現在、ちょうどそういう状況が出てきておまして、今、そういう方向で今後検討していこうかという状況にあります。以上でございます。

腰越 晃君 保育園の保育料ですね、それから市営住宅のあれですけども、今の累積している内容、それから人数等をとらえますと、おそらく古い人は相当前から支払っていないか、また保育園なんてもう子どもがいないのにまだ残っているのではないかと思うような結果だったと思うのです。報告の内容だと思うのですけれども、どうするのですか。本当にそんなに古いものを取れるのですか。その辺のところのちょっと見直しをお聞きしたい。

また、市営住宅の方についても、古い人でも4年くらいですか、3年から4年くらい。そこからずっともう払っていないということもありえるわけですよ。今の報告の中ではわかりませんが、どのようにお考えですか、今後。

それと、中之島診療所についてですが、診療報酬等は市に入ってきてそれから診療所のいくのか、ダイレクトにいくのかその辺のところ私はわかりませんが、資金繰りに苦労しているという状況であればやはり市は応援するべきではないかと思うのです。

この間の経緯についてはご存知ないかもしれませんが、本当に医者というのはちょっと長くなってしまいますけれども 医者、医院というのがない地域に、川西診療所の所長さんでいらっしゃった方を旧塩沢町がなんとか来て欲しいということで、来てもらったわけです。そういう中で生涯を地域医療に埋めるという覚悟でやってもらっている方なので、やはりいろいろな意味で優遇しろとは言いませんけれども、きちんとやはり医業といえますかそれが確実に、そういろいろな心配がなくて継続できるように、市はきちんと面倒を見て欲しいと思うのですがどうでしょうか。今の360万円にこだわるわけではありませんけれども、やはり見直ししていくという考えはないのですか。その辺のところを伺います。

子育て支援課長 保育料の滞納でございますけれども、先ほど説明がありましたように、一番古い方で平成9年という方が1人おります。あと次からは平成11年が2人ということで全部で81人ほどおります。一番額の多い方が86万9,000円くらいということで、件数から言いますと、口と申しますか、54件、口。ちょうどその人は2人入っていたときがあったということで、現在も保育園に入っている方です。中にはやはりもう当然保育園を卒業して小学校にあがった方もおります。ちょっと人数的に内訳はつかんでいませんけれども、そういった方もありますが、基本的に先ほども説明がありましたように分納誓約書ですか、一応いただく中でこの辺をしております。

ただ、正直申し上げて、まだ保育料は一応時効5年でございますが、時効には至っていないのですけれども、なかなか厳しい状態の人も数名いることは確かでありますし、なかなか分納誓約書等も書いていただけないということで。ただ、うちの方で7班集体で1年中滞納整理にあたっているわけですが、そういったところには私とか、難しいところには課長、あるいはそういった方が行ってなんとかお願いしているという状況であります。

ですので、今のところそれこそ不納欠損とか時効には至っていませんので、なんとかしてごね得ではないですけども払わないでそのまま済むみたいなことのないように、一生懸命まだこれから頑張っていきたいと思っております。

ちなみに滞納整理の方ですが、今年過年度分につきましては511万4,700円ほどの決算額があがってございますが、昨年ですと320万円、一昨年は140万円ということで、今年はとにかく一生懸命やろうということで、成果がそれなりに過年度分については上がってきていると思っております。ですので、今年もまた引き続き一生懸命、職員をあげて頑張っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

建設部長 先ほど、各年度の一応数字を申し上げましたが、5月31日現在、要は決算書の載っている数字の内訳でございます。申し上げましたようにその後8月末では約50万円相当が分納というか納めていただいているわけでございます。その内訳ですけれども、決して現年分だけではございませんで、過年度の16年度、17年度、18年度のべなく少しずつ入っているという状況でございますので、これは取れると。いただけるというふうに私は踏んでおります。

副市長 ちょっと先ほどの和田議員の質問ともちょっと関連しますので、私の方で一言申し上げたいと思うのですが。たまたま腰越議員おっしゃったように、今の段階では大分無理のものもあるのではないかというお話ですが、ただ、幸いこの2件につきましては、時効の成立、完成を止めているのですね、それぞれ担当がそういうかたちの中で。

でありますので、滞納審査会の方でも極力時効の成立ができないものになっていないものについては現課でもって努力をして収納に努めるというのが基本方針で、私どもの方で現課の方に指導をしておりますので、無理ではないかと言われても担当課の方では、「おっしゃるとおりです」と言いたいのでしょうけれども、私どもの方が逆に、それは勘弁ならないと。こういう指導をしていますのでそういう方向でいきたいと思ひます。

いわゆる債務者がいなくなればこれは当然不納欠損にせざるを得ませんが、債務者が居る限りは。亡くなってその後、財産を、遺産を相続すれば基本的にはそれはそのまま債務も相続するわけですので、そういうかたちになります。今の段階で客観的に見てだめだから即不納欠損と、こういう扱いはしないつもりです。以上です。

財政課長 中之島診療所の件でございます。収支は合っていますがいわゆる運転資金が、やはり資金需要が収入と違うということで資金需要に合わせたら不足していると。運転資金が不足して、市中銀行から借り入れをして当然事業ですから回していると。それが非常にわずらわしいというのが先生の一番のあれです。

それからもうひとつはおっしゃるような維持修繕等がだんだん古くなって出てきて、それに対する負担区分の問題等もありますので、前者につきましては、貸付金であれば市もそんなに難しく財政負担がともないませんで、そこらを中心にして先生がそんなものに懸念をもたないような体制をとっていくべく対応を検討しているところでございます。以上です。

腰越 晃君 始めの方の今の副市長の答弁について1点確認をしたいのですが、これは民法上の消滅時効でしょうか。もしそうであれば誓約書で有効かどうかということをお願ひしたいと思います。

それと中之島診療所の件ですが、最近の収支額、どのくらい収入があるのかということをお願ひ

聞かせてもらえなかった。それに平成17年以降と、以上の額であるというような答弁だったのですが、特にそういう事務スタッフがいる診療所ではないので医業以外のわずらわしい部分にとられるということは、本当に毎日朝から晩まで頑張っておられる方ですから、やはりそれなりのところは市の方できちんとカバーしてもらおう体制をつくっていただきたい。医業に専念できる体制をつくっていただきたいというように要望いたします。

副市長　もちろん民法上の債権ですけれども、いわゆる分納誓約書というのが出ていけばこれは時効の中断になります。そして現に分納していることによって債務者が、いわゆる自分に債務があるということを認識しているわけですから中断になります。

笠原喜一郎君　1点だけお聞きをしますが、67ページ、68ページの教育奨学金元利収入ということで、予算と補正でゼロになっているわけです。これは基金に移ったということですが、ここにあがっている金額というのは、1,180万円であります。貸与基金の方では998万くらいかということですが、この差というのは本来ならば貸し付けたお金がどのくらい入ってくるかというのは計算できるわけですが、実際入ってくるお金というのが少ないということは、ここに滞納が発生をしているというふうに見てよろしいわけですか。

教育次長　67、68の1,100万円というあれでしょうか。これは補正予算で減額にしており、基金の方に行ったというようなことでありまして、19年度におきましては1,175万4,000円というのが返済されて基金の方に入っているという内容です。

笠原喜一郎君　決算資料の4ページに基金残高というのがあって、奨学金貸与基金というものの残高が998万7,000円というふうになっているわけですから、その差額というのが180万円くらいあるのです。ですからこの部分はどうかというのがひとつ。

教育次長　数字の998万7,000円というのは、20年5月末現在で市に残っている額が998万7,000円という額です。それは次回の20年度の貸付の方に回る額であります。これらについては財産に関する調書のところの47ページのところに出ております。

ただ、この47ページに出ているのは19年度の6月議会で基金を設置しましたので、7月から3月までの内容がこの47ページのところにそれぞれ積立額と取り崩し額というふうなかたちで出ております。その中で備考欄に、この前、基金の話があったと思いますが、年度は基金の場合は3月で切れますが、5月末でやったときには998万7,000円というのがその時点で残ったという、そういうふうなことです。

笠原喜一郎君　そうすると今、滞納はないということで理解をしてよろしいわけですね。はい。それで、今度からこの奨学金の元利収入というのが予算に載ってこないということですよ。教育費の方では基金への繰出し金というかたちで載ってくるのです、それは基金に繰出しますよということで。

だけれども、今の話だと滞納が発生していないですから基金を見れば残高でどうだとかという部分でわかりますけれども、これから仮に滞納等が発生をしても、我々では基金を残高でしか判断できないですね、判断の仕方はできない。ですから、その辺のところは説

明だとかそういう部分で、仮に滞納が発生をしていた場合はどのくらいだとかというような説明をしてもらわないと、ただ、残高がこうだけですということだとそこまで我々はチェックできませんので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

阿部久夫君 2点お聞きいたします。ページは22ページですが自動車重量税と地方譲与税のそういった使い道。よくテレビなどで自動車税の使い道が非常にいろいろになっていますけれども、このところにはどのように使われているのか、それを1点。

それから次の26ページの特別交付金が19年度より3カ年になるというのですが、これの方もひとつ説明をお願いいたします。

総務部長 22ページの自動車重量税の使い道と・・・(「地方譲与税も」の声あり)はい、譲与税。これは譲与税は、例えば自動車重量のときは車検時に課税いたします。その課税をした額のその3分の1を道路の延長、面積、これでそれぞれの市町村に交付するというものでございます。で、これは特定財源ではありません。一般財源でございますので何に使わなくてはいけないということではありません。そういうことであります。

ただ、全体の道路事業もやっておりますので、交通安全の交付金。こういうものも必ず交付金を交通安全に使わなくてはならないというふうに、どれをどれに使ったということではないのですが、やはりその上回るものを交通安全としての支出はやはり必要であろうということで、そこはクリアをしております。以上であります。

8款の地方特例交付金で私は説明いたしました、18年度で定率減税が終わって減収補填特別交付金というのがなくなったと。それで新たに18年度から地方税収の伸び、動向を見ながら新しく特別交付金という制度が3年をめどに一応創設をされた。だから19から21年度までに創設をされたということで、1,310万円ほど入ってきたということでございます。(「使い道」の声あり)これは使い道も一般財源でございますので、どこにあてなければならぬということにはございません。

阿部久夫君 ではその特別交付税はわかりましたが、自動車重量税について1点お聞きします。今、地域コミュニティ等でもって各地域にそういった事業は自分たちでやれるところはやってくださいというふうであります。そうした中で、なかなか地域コミュニティの中での200万円。非常に何をしたいかわからないし、なかなかそうたいしたこともできない。そうした中で、まだ道路の消パイであろうが、いろいろな防護柵であろうが結構あるのです。そういったところもそう。そういったところはやはり自動車が通って安全、安心のためにできるだけ早く整備していただきたいというように、おそらく一般のどこの市民も願っているところです。

そういったところでできるだけ、一般財源ですからどこに使っても問題はないと思うのですが、できたら自動車重量税についてはそういった整備がまだ行き届かない、ちょっと大変なお金がかかるようなところに私はあてるべきだと。そういうところに使うべきだと思うのですが、一般財源だからいろいろあるのですけれども、そういったことは重量税についてはほとんど考えていないで一般財源でそのままずっといくというお考えなのか。もう1点、そ

こだけ。

市長 今、部長が申しあげましたのは、自動車重量譲与税とかで例えば5億円なら5億円入ってきます。この額を上回る以上の道路関係の支出がある方が望ましいということなのです。ですから、5億円もらったけれども10億円は要は道路整備にかけていますよと。その道路整備を促進しなさいということの交付税ですから。重量税ですから、税の交付金ですから。5億円もらっているけれども道路関係やそういうことに1億円くらいしか支出していないというと、これは非常にいろいろ問題が出るかもわかりませんが、全くそういうことではありませんので、全く問題がありません。

そこで、今、地域コミュニティの話が出ましたけれども、それとこれとは全く別ですので、地域コミュニティはもう初年度ですからとにかく200万円でやってみてくださいと。当然いろいろの問題点が出てきますから、また21年度、22年度、23年度と含めてこれは増額していきます。そのかわり、コミュニティでやっているのにまだ今までどおりの道路の維持、修繕、補修をやれということにはなっていないわけですので、その辺は地元の方から順番やそういうことを考えていただいてやっていく。

当然これは200万円から、本来は1地区500万円、1,000万円ということが私は望ましいと思っているのです。まだそこまで一度にはいきませんが、徐々に増やしながら地域の皆さん方から独自に考えて、独自にやっていただくという方向を見出していきたいと思っています。

阿部久夫君 確かにコミュニティのことは十分わかるのですが、なにしろいくらもどういふふうに使っていいか全然わからない。使い道が200万円程度では何をしたいかわからないというところが、そういった中でいろいろ小さいことは確かにわかるのです。やはり一般的にもう少し広い中で、皆さん方もそういうところを幅広くもっと整備をしてもらいたいという、そういう声が多いということです。

ですから、市長の言うのもわかります。また私もわかっているのですが、やはりそういったお金を道路に使われるのであれば、できるだけそういうところにもう少しお金をかけていただきたいというようなのが声であります、ということをおっしゃっているのです。以上です。

市長 それはよくわかります。しかしながら今言いましたように、そういうことのために入ってくるお金のそれは倍以上使っているわけですので、一応市民の皆さん方の要望を聞きながら、優先順位を付けながらやっていくということをご理解をいただきたいと思っております。一日も早く、それは100パーセント要望に達成していきたいと思っておりますけれども、そうすぐ簡単にはいきませんが、そういうことを念頭に置きながらやっていきたいと思っております。

岩野 松君 18ページ、それから20ページですかりンクするのですけれども、市税の固定資産税が不納の分の約8割はこれに値するといわれていますが、固定資産税とそれから都市計画税も多分、同じ方が不納になっている方も私はあるやに思います。そういう中でちょっとお聞きしたいのですけれども、不納欠損額に値するものというのは、結局払わなく

て5年間なり経過したものを、というふうに解釈していいと思うのですが、その不納欠損になった人たちというのはここに住んでいると。今も納めていない方も住んでいるけれどもそうなった人が大半なのか。それともいなくなった、もうどこかにいなくなったという人たちもおられるのでしょうか、そういうものの固定資産税なりの扱いというのは市としてはどうするのか、お聞かせいただきたいと思います。

それとその20ページの都市計画税の予算とそれから収入済額と比べて調定額が非常に多くなっていますけれども、この根拠はどうかをお聞かせください。

もう1点は56ページの河川の除草費が約1,000万円県の委託金が減ったといわれていますけれども、これによるどういう影響があったかをお聞かせください。

税務課長 未納の8割が固定資産税だということで、都市計画税と固定資産税の関係はどうかということが1点目かと思いますが、都市計画税がかかっている人については、当然固定資産税があります。したがって固定資産税だけしか 用途区域内に固定資産を持っていない方については都市計画税はかかりませんので、固定資産税だけしかないという方はいますけれども、都市計画税がある方については全員固定資産税があるというふうにお考えをいただいてよろしいかと思えます。

それから不納欠損のことですが、当然いなくなられた方もあります。それからこちらにお住まいの方でも生活状態が困窮をしまして、納められないというようなことが長年続いておまして不納欠損に至るという場合もございます。

ケース的には個々それぞれございまして、今回、固定資産税の不納欠損の大きなものは法人の関係で、倒産をした法人の部分なのですけれども、倒産前にこちらの方で差し押さえをしておいたものの決着がつくのがずっとずれ込んできて、最終的にこちらの方に配当がなくなったということを受けまして、欠損処分をさせていただいたという中身でございます。

調定額の件でございますが、1億4,400万円に対して1億5,300万円というのは、滞納繰越分の911万9,000円が足されるとこういう数字になるということでご理解をいただければと思います。

建設部長 歳出の方で申し上げようと思ったのですが、今ここでご質問がありましたのでお答えします。要は県が私どもの市を通して1級河川の草刈作業をやっているわけですが、単価の減少減でございます。平米20円70銭です。そういう単価に引き下げられたことと、それから今、河川の中に非常に雑木といいますか、木が大分太っているところがありまして、そちらの方の雑木作業と一部の草刈作業を県が直接民間の業者さんに委託をする方式にちょっと切り替えたところでございます。したがって1,000万円とちょっと額が減ったということでございます。(「減ってその影響があるかないか」の声あり)

影響はございません。

市民生活部長 先ほど課長の方から都市計画税の予算額と調定額の差がどうだということでしたが、結果的に予算の方がちょっと甘かったといえますか、税金を賦課したら1億5,000万円の調定が起きたということでしたので、予算見積りをもう少しきちんとしておく

べきだったということでありまして、予算額1億4,400万円に対して1億5,000万円という調定ですから実際に賦課した状態で、結果でありますのでその点はそういうことでご理解いただきたいと思います。

岩野 松君 はい、わかりましたが、除草のことですが、影響はありませんということですが、川を見ると随分雑木が増えているなという感じがあります。やはりそれが洪水なりそうなときには、非常に大変な事態が起きる。今までの洪水でもそういうのがあるというのはわかりますけれども、ぜひ、そこら辺は訴えまして、特にこの南魚沼市関係がすごいなという感じを受けますので、要望して欲しいと思っています。

議 長 岩野議員。歳入ですので、歳出でまたそういったことをやってください。他に。

若井達男君 監査の方にお伺いします。先ほど監査の大変さというようなことで、何番議員だったかの質問があったわけですが・・・10番、これは何番でも結構ですが。今ほどの前者が質問されました不納欠損については、監査の意見書にこういう不納欠損金額が出まして、この不納欠損に対しては、例えば背負うがだと。時効だと。そういうことがこの意見書に私が議員になってからはずっとありました。そういったのはやはりこれはまた元に返るといわけではないですけれども、こういった質問が出るわけですので、不納欠損の事由というものはここには載せられないですか。前はずっと載っていたと思うのですけれども・・・（「あります」の声あり）ありますか。載っていればいいです。

私はあまり見ていないもので、あまりにも一生懸命になってどういうのが不納欠損かというようなことだったものですから、載っていればいいのです。はい、ありがとうございました。

議 長 他にございませんか。

子育て支援課長 すみません。先ほど保留にさせていただきました件についてお答えをさせていただきます。48ページの特別保育事業でございます。4件で内容は同じけれども金額が約600万円ほど減額になっている理由でございます。一番上のセンター型子育て支援センターの従来型が昨年3カ所ありまして、三用保育園でもやっていたのですが、それが18年ですかあったのですが、19年からはなくなったということで3カ所が2カ所になりまして、1,554万6,000円ほどだったものが今回7,414ということで、約810万円ほど減額になっております。

あとその次の小規模型が2カ所で同じですけれども、補助額が昨年380万円だったものが433万5,000円ということで約50万円ほど増えてございます。あと3行目の地域活動事業、こちらの方が昨年176万円だったものが204万円ということで、約28万円の増。あと下から2段目の一時保育促進事業。こちらの方が昨年補助額が198万円だったものが288万円ということで90万円ほど増えているということで、トータルすると約600万円ほど減になったということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議長 ちょっとお待ちください。そのまま少々お待ち願います。

明日から歳出になりますけれども、一般会計決算認定の審議に直接関係しない各部の課長等は平常どおり業務に就いていただいて結構でございますので、よろしく願いをいたします。

それから議長として市長の方にお願いがございます。今日のこの審査を見ていますと、まことに答弁がしどろもどろ。即回答できないという部分が非常に多ございます。質問者の方もはっきりとまた質問するように。それから執行部の方はしっかりと議員のことをよく聞いているように。それから資料等は十分備えて答弁ができるようにしていただきたいと思えます。明日からはまだまだ質問者が増えると思えますが、よろしく願いをいたします。

議長 次の本会議は明日9月12日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後4時20分)